

第一百九十三回

参議院農林水産委員会会議録第七号

平成二十九年四月十一日(火曜日)

午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長
渡辺 猛之君委員
理事舞立 昇治君
山田 修路君
紙 工利君
磯崎 陽輔君
進藤 金日子君
中西 純介君
野村 哲郎君
平野 達男君
藤木 真也君
山田 俊男君
小川 勝也君
櫻井 充君
田名部 匠代君
舟山 康江君
竹谷 とし子君
矢倉 克夫君
森 ゆうこ君

渡辺 猛之君

大川 昭隆君
土生 栄二君
塩田 康一君
刀禰 俊哉君
松尾 泰樹君
山口 英彰君
西郷 正道君事務局側
常任委員会専門員
大川 昭隆君
土生 栄二君
塩田 康一君
刀禰 俊哉君
松尾 泰樹君
山口 英彰君
西郷 正道君

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の審査のため、来る十三日に参考人の出席を求め、その意見を聴取するに御異議ございませんか。

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の審査のため、農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の審査のため、内閣審議官土生栄二君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(渡辺猛之君) 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○山田修路君 自由民主党の山田修路です。

今日は農業機械化促進法の廃止法案と主要農作物法の廃止法案について質問をいたします。

○委員長(渡辺猛之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産大臣	國務大臣	副大臣	農林水産大臣	農林水産副大臣	内閣府副大臣	大臣政務官	農林水産大臣政務官	矢倉 克夫君	山本 有二君	松本 洋平君	磯崎 陽輔君	森 ゆうこ君	竹谷 とし子君	矢倉 克夫君	儀間 光男君
本日の会議に付した案件															
○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	○参考人の出席要求に関する件	
○農業機械化促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○農業機械化促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)	○主要農作物種子法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)													
員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	員会を開会いたしました。	

外の市場にも食料の需要といふ点から目を向ける必要があります。この内外の市場に目を向けるといふことの、先ほど言いました資材あるいは流通コスト、そして内外の市場と、この二つを前提に検討されてきているといふに理解をしております。

そこで、大臣に、まずこの全体としての農業競争力強化プログラムの狙い、そしてこの二つの法案との関連性についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘のとおり、昨年の十一月に策定されました農業競争力強化プログラム、これは農業者が自由に経営展開できる環境を整備するといふことが一つ、そして農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するといふのが二つ目、そういうことによりまして、農業の成長产业化と所得の向上、これを実現するというような目的で定められております。

この趣旨に沿いまして、まず、種子につきましては、近年、種子生産者の技術水準の向上等により、都道府県に一律に原種、原原種の生産や品種の試験を義務付ける制度の必要性が低下をしてまいりました。民間事業者の種子生産等を促すことにより良質かつ低廉な種子の供給を進めていく必要がございます。

次に、農業機械でございますけれども、近年、高性能農業機械の導入が進展しております。国及び都道府県が主導して開発、導入を進める制度の必要性が低下してまいっております。この民間事業者と連携した開発、導入を促進することによりまして、この分野でも良質かつ低廉な農業機械の供給が進められていくわけでございますので、その必要性があるという認識の下、こうした主要農作物種子法及び農業機械化促進法を廃止するといふように考えました。

このような農業資材事業に係る事業環境の整備を着実に遂行していくことを通じて農業者による農業の競争力強化の取組を支援することによりまして、繰り返しになりますが、農業者の所得向上が実現でき、かつまた農業の競争力強化、これが

実現できるといふように考えるところだと思います。

○山田修路君 ありがとうございます。

農業者の競争力の強化に資するよう、その資材の点で今回の改革を実施しようといふことでこの二法案が提出されているといふお話をございました。

まず、このイメージ図ですけれども、農家の手取り、この十五ヘクタール層以上では三割という大規模層の農業者の方と小規模層の農業者の方との手取りの違いというのが実際どうなっているのか、分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいま委員に配付のお示しいただきました資料のとおり、米の十キログラム当たりの農業者的手取りの割合を見てみた場合に、この資料にありますように、大規模層十五ヘクタール以上層を見た場合、おおむね三〇%程度でございます。これを、仮に一ヘクタールから二ヘクタールぐらいの比較的小さな生産者の方々の状況を見てみると、これが大体約二〇%ぐらいになつております。

すなわち、米の生産コストは生産規模が大きくなるほど小さくなる傾向にございますので、米の価格が一定であれば、御指摘のとおり、生産規模による手取りの割合が小さくなると、そういう傾向があるところでございます。

実現できます。

○山田修路君 ありがとうございます。

ちょっと興味深いお話を聞ききました。小さい農家の方が手取りの割合は増えるんだというお話がありました。

ただ、総体として、金額という点からすると、やはり大きい農家でないとたくさんの手取りが得られないということではないかと思います。ものを作つてなくとも大事ですし、それから規模拡大もやはり大事なことではないかというふうに思います。

今、規模拡大ということで、農地中間管理機構による規模拡大ということも推進をする必要がありますが、それとともに、他の方法によっていろんな規模拡大の政策手法があるわけですから、これもいろいろな意味で、いろんな形で進めていくことが大事だと思います。

農業経営の規模拡大についてどのように取り組むのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(大澤誠君) 御指摘のとおり、農業経営のコスト縮減、今回の競争力強化プログラムによる手法ももちろんございますが、手取りを増やすために担い手の経営規模を拡大するということは非常に重要でございます。また、その際、分散錯闊の解消、これが非常に大事だといふふうに考えてございます。また、その際、分散錯闊の解消、これが非常に大事だといふふうに考えてございます。

そういう点からいきますと、これまで、御承知のとおり、出し手、受け手の相対協議を前提とする仕組みでは地域全体として農地流動化を進めるには、生産規模の小さな農業者が単位生産量当たりのコスト削減額及び手取り増額が総体的に大きくなつて、コスト削減の効果が小さい農家ほど大きくなるといふことが見て取れるところであります。

では、分散錯闊の解消といふ意味では、機構を中心にして問題を解決していくといふことは最も効果的だと考えてございます。

他方、現場では、御指摘のとおり、例えば農業委員会でありますとか農地利用集積円滑化団体など、機構に加えて、地域の状況に応じて様々な主体が農地利用の改善に向けて努力されているといふふうに承知しております。ただ、地域によって非常に様々でございます。たとえば、農地利用集積円滑化団体でございますと、北海道、栃木県、長野県、新潟県、愛知県、ほほこの五県、現状では、は非常に活発に活動しておりますが、そのほかにつきましては、中間管理機構が設立されて以来、徐々にそちらの方に移つているような実情もあります。

とにかく、こういういろいろな相対も含めた活動、これをなるべく集約化の方に向かつていくと、集約化だけではなくてやはり相対で状況を掘り起こしていくと、一番大事なことはそれぞれの組織が有機的に結び付いて連携を強化していくことだというふうに考えております。

とりわけ、今後、新しい仕組みでございます農業委員とともに農地利用最適化推進委員という制度が今年度に本格化されるといふことでございまして、そのような組織間の連携、こういったことを進めていきたいといふふうに考えてございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

今お話をありましたように、現場では、ややもすると、もうとにかく農地中間管理機構を使うんだぞということで、そつちにぐつしわ寄せが行き過ぎてゐる、そして、もつと自由にすれば進むのにといふふうな声もありますので、まあ中間管理機構、非常にいい仕組みで、推進をしていくと、大手なのはいいんですけども、やはり彈力的に、いつた対応を是非お願いしたいと思います。

次に、資材の関係で、資材価格が本当に日本は

高いんだろうかということについてちょっとお伺いをしたいと思います。

いろんなところの議論で、韓国と比較をして高いんだということがよく言われます。韓国が、じや、農業としてすばらしい農業になっているのかというと、なかなか私自身はそうでもないと思うので、韓国と比較して何か韓国より高いからどうこうというのは私自身はちょっと違和感を実は感じております。

ただ、やはり気候ですか、あるいは食生活、あるいは栽培の作物等から見るとどこかと、外国と比較しようとすれば近隣の諸国と比較せざるを得ないかなというふうに思います。そういう意味で、韓国だけではなくて、ほかの国と比較した場合、我が国の農業資材が高いのかどうか、この点についてどのように農林水産省で分析しているのかについて伺いたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げま

御指摘のとおり、条件が近い韓国と比較を行いまして、肥料、農薬、農業機械、共に割高になつております。この価格差だけを単純に比較するわけにまいりません。こういうことを参考にいたしまして、資材のコスト構造、課題を分析いたしまして、農業競争力強化支援法案に資材価格の引下げに向けました対策を盛り込んでいるところでございます。

また、同法案では、政府はこれから国内外における農業生産資材の供給等の状況に関する調査を行いまして結果を公表する旨が盛り込まれているところでござりますので、御指摘ございましたとおり、韓国以外の調査対象国につきましても、各国の農業事情等を踏まえて分析してまいりたいと存じます。

○山田修路君 今のお答弁では、韓国と比較すれば、ほかのところとは直接なかなか比較をしちゃいというお話がありました。まあそ

して、農業資材についてですけれども、農業

競争力強化プログラムでは、この農業生産資材に関する法制度や運用等については国際標準に準拠するというふうに言っておりますけれども、農業

や肥料などについてどの部分が実際の国際標準と異なっているというふうに認識をしておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(今城健晴君) お答えいたしました。

農業については、御指摘のとおり、国際標準に準拠するとともに、農業の安全性を確保しつつ合理化、効率化を図るという目的でございま

す。例えば、本年四月から、農業の登録の際、使用可能な作物というのが登録にセットになるわけでございますが、個々の作物での登録をするという

ことに加えまして、作物群での登録を可能とする仕組みを導入するなど、制度の見直しを進めてお

るところでございます。

作物群での登録は既に欧米では導入されている仕組みでございまして、これにより、安全性を確

保しつつ、これまでの個別作物ごとの登録よりも、例えば作物残留試験や薬効・葉害試験の試験

数の合計、これが輕減されるということによるコスト削減、あるいは生産量の少ないマイナー作物

に使用できる農業の確保、これが図りやすくなる

ということです。

そのほか、肥料等につきまして、諸外国の制度等も参考にしながら、現行の制度及びその運用等について点検を行い、見直しを進めることとしております。

こうした取組により、良質かつ低廉な生産資材が供給されるための制度等を整備するということでとおり、韓国以外の調査対象国につきましても、農業の競争力を強化の取組を支援してまいりたいということです。

○山田修路君 ありがとうございます。

に思います。

おっしゃったように、作物群で登録をする方法とか、実際の肥料や農薬についているんな改善の余地はあると思うので、是非

国際的ないろいろほかの国でのやり方もよくなつた分析していただいた

だいて対応していただきたいというふうに思つ

す。

そして、次の質問、農業資材について、もう既にいろいろ御説明もあつたところですけれども、

総括して、肥料、農薬、機械などの農業資材があ

ることについて、それぞれの資材ごとに特徴はあ

ると思いますけれども、その原因、そしてその原

因にどういうふうに全体として対応しようとして

いくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げま

す。各農業資材に関しましては、肥料、飼料につきましては、メーカーが乱立し、工場が各地に点在し、多銘柄を少量ずつ生産するなどによりましては、メーカーが乱立し、工場が各地に点在

すること、農業機械につきましては、国内大手四社の出荷額が八割を占め、シェアが固定しておりますことから競争が働いていないこと、農業につきましては、防除効果が長期間持続する農薬など防除作業の省力化に資する機能の優れた農薬が多いほか、安価であります

事であるというお話をだつたと思います。

まさに、この点はこの後審議が予定をされてい

る農業競争力強化支援法の主たるというか、主要なテーマの一つではないかと思います。また、農業競争力強化支援法の審議の際に同僚の議員がその点についても質問されるものというふうに思つております。

そこで、それぞれの法案について少々お伺いします。

この法律については、御案内のように昭和二十七年に制定をされました。その後、長い歴史があつて、米麦などの品種改良や優良な品質の作物の普及に大きく寄与してきたと思っております。

ここで、主要農作物種子法がこれまでに果たしてきた役割をどのように評価をしておられるのか、儀崎副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(儀崎陽輔君) お答え申し上げます。

主要農作物種子法は、戦後、食糧の増産が国家的課題であった昭和二十七年に制定されて以来、稻、麦、大豆について、全ての都道府県に原種や

原原種の生産、普及すべき優良な品種、いわゆる奨励品種を指定するための試験等を義務付けることによりまして、主要作物の優良な種子の生産及び普及に努めてきたところでございます。

具体的には、稻、麦、大豆の単収の増加、稻、麦、大豆の品種数の増加、病害虫や災害への抵抗性の向上などを通じまして、これらを生産する農

業者の経営の安定、高品質な米、麦、大豆を求める消費者ニーズへの対応等が図られ、食糧の安定供給の確保に資することになつてきたと認識いたしております。

○山田修路君 ありがとうございます。

今まで、主要農作物種子法についてのこれまでの役割が今お話をあつたとおりでござります。そ

して、これに対し、何でそういう大変農業の発展に寄与してきたこの農作物種子法を廃止するのかということについては、いろんな方から質問な

等を実施することとしてございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

まさに、主要農作物種子法についてのこれまでの役割が今お話をあつたとおりでござります。そ

して、これに対し、何でそういう大変農業の発展に寄与してきたこの農作物種子法を廃止するのか

りも受けているところでござります。

なぜ今この主要農作物種子法を廃止するという方針にしたのか、副大臣にお伺いしたいと思いま

す。

○副大臣(穢崎陽輔君) 主要農作物種子法が果たしてきました役割については今お答えしたとおりでございますが、近年になりまして、実需者のニーズを踏まえた民間事業者の品種も開発されておりま

すが、都道府県の奨励品種にはほとんどこの民間の品種が指定されていないところでございまし

て、都道府県と民間事業者の法制度としてのイコールフルーティング、これも考えていかなければならぬこと考えておりまして、今後、都道府県のみならず、民間のノウハウも活用して広域的、戦略的な種子の生産、普及を努めていかなければならぬという課題が生じてきておるわけでござい

ます。

具体的には、種子法が都道府県中心の法制度となつておりますことから、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されることが避けられず、現行の仕組みを前提とする限り、民間事業者が開発した品種の奨励につながらないのではないかと考えているところでございまして、また、各都道府県の超えた広域的、戦略的な種子生産が求められている輸出用米や業務用米に適した品種はニーズがあつても奨励品種には指定されにくいという課題もあつたところでございます。

種子の供給や品質は安定しているにもかかわらず、全国の各地域でそれぞれ農業振興の戦略を立ててる中で、必ずしも米麦等の主産地ではない都道府県を含めた全ての都道府県に対し、原種、原原種の生産、奨励品種を指定するための試験、生産物審査や証明書の発行事務等を一律に義務付けているという必要性は低下しておるのではないかと考えているところであります。

こうした課題が明らかとなつたことから、今般、種子法を廃止することとしたものであります。種子法を廃止するとともに、農業競争力強化

支援法案等による民間事業者の新規参入支援措置

を講ずることにより民間事業者の参入を一層進め、都道府県が開発した品種のみならず、民間事業者が開発した品種も含め、供給される品種が多様化し、農業者の選択が広がるというメリットがあるものと考えておるところでございます。

○山田修路君 ありがとうございましたとおり、米麦の種子行政というのはこれまでずっと都道府県が中心になって進めてきたということでござります。

今副大臣からお話をされましたとおり、米麦の種子行政といふのはこれまでずっと都道府県が中

心になって進めてきたということです。今ほどの説明では、それがやや問題点が生じているとか、あるいは民間にもう少しやつてもらつた方がいいんだというような、そういうお話をありましたが、心配をするのは、本法の廃止に

よつて、都道府県が今まで一生懸命積極的に種子行政に取り組んできたものが、今度は一步引いた形で、都道府県の種子行政が後退をするのではないかという懸念が私自身もあります。やはりその

点についてしっかりとやっぱり続けてもらわなくちゃいけない、あるいはもつと充実してもらわなくちゃいけないということがあると思います。

やはりその面でいいますと、一つは地方財政措置をしつかり講じることということも大事なことだと思います。また、やはり地財、地方財政措置もそうですが、農水省にお聞きすると、いや、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいただいていますというお答えなんですが、それ、あんた、農林部の話を聞いておつても

や、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいたいでいますというお答えなんですが、それ、あんた、農林部の話を聞いておつても

や、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいたいでいますといふことをお聞きします。

や、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいたいでいますといふことをお聞きします。

や、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいたいでいますといふことをお聞きします。

や、都道府県に聞くとちゃんとやりますよといふ返事をいたいでいますといふことをお聞きします。

したいと思います。

○副大臣(穢崎陽輔君) 今委員から御指摘もありましたように、法案の策定段階での都道府県に対するアンケートでは、基本的に今までの仕事はきちんと続けていくという大方のアンケート結果をいただいているところでございますが、財政措置の非常に重要なことは御指摘のとおりだと思います。

御承知のとおり、かつては主要農作物種子法に基づく補助金があつたわけですが、平成十年に一般財源化されまして、地方交付税の単位費用の一部に組み込まれておるはもう御承知のとおりでございます。

種子法の廃止は、都道府県による種子の生産、普及に係る取組を否定するものではなく、引き続き都道府県には、各都道府県の判断において引き続き種子の生産、普及に関与するとともに、種苗法に基づく都道府県の種子の品質確保のための必要な措置を講じるなど、主要農作物種子の生産、普及において重要な役割を担うことから、法の廃止による財政的な影響が生じないよう万全を期していく必要があるというふうに考えてございま

す。

そのための都道府県に対する財政措置いたしましては、引き続き地方交付税の中で措置することが必要であると考えており、今後は、法律はなくなりますが、種苗法や農業競争力強化支援法等を根拠として地方交付税が措置されるよう、今後の平成三十年度予算編成過程において関係省庁に強く働きかけていきたいと思っております。

また、その結果にももちろんよるわけでございまが、地元交付税において措置される内容につきましては今後農林水産省としても通知により明らかにし、財政当局の方の理解も得るような形で円満にいくよう努力してまいりたいと思っておりま

すが、地方交付税において措置される内容につきましては今後農林水産省としても通知により明ら

かにし、財政当局の方の理解も得るような形で円満にいくよう努力してまいりたいと思っておりま

すが、地元交付税において措置される内容につきましては今後農林水産省としても通知により明ら

かにし、財政当局の方の理解も得るような形で円満にいくよう努力してまいりたいと思っておりま

すが、地元交付税において措置される内容につきましては今後農林水産省としても通知により明ら

かにし、財政当局の方の理解も得るような形で円満にいくよう努力してまいりたいと思っておりま

すが、地元交付税において措置される内容につきましては今後農林水産省としても通知により明ら

ことが必要だと思います。この点について是非お願いをしておきたいと思います。

そして、先ほどのお話でもありましたけれども、都道府県と民間企業が連携をしていくことにによって種子の開発、普及をこれから進めていくことのとおりだと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) お答えいたしました。

種子の開発、生産、普及につきましては、生産者や実需者などの多様なニーズに対応する観点から、国や都道府県といった公的機関と民間事業者が連携して取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

まず、開発面におきましては、国立研究開発法人が開発した育種素材、遺伝情報、技術、ノウハウを提供する、また、国益に即した目標が設定される

品種開発に関して、民間事業者が行う品種開発への国による支援などを進めまいりたいと思います。

また、生産、普及面におきましては、民間事業者が有する実需者のニーズに関する情報を都道府

県と共有して種子の開発、生産に活用する、また都道府県が有する種子生産圃場や原種圃の情報を民間企業と共有する、さらには民間事業者と種子生産の技術と意欲を持つ農業者とのマッチングを行つというようないろいろな観点での取組を推進します。今般の農業競争力強化支援法案における民間事業者の新規参入措置なども通じまして、都道府県と民間事業者の連携を促進してまいりたい

と存じます。

○山田修路君 ありがとうございました。

都道府県の行政、そしてそれとうまく民間の企業の連携によつてこれまで以上の種子行政ができるよう是非しっかりと対応していただきたい

思います。

そして、種子行政、種子の供給という点でいえば、コストの削減という面ももちろんあるでしょう

うけれども、種子の供給の政策としては、農業者の所得向上に直接、間接的につながるような政策もあると思います。この種子供給について所得向上の面からどのような対応が可能なのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 昨年十一月に策定されました農業競争力強化プログラムにおきましては、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直しという一つのジャンルの中にいろんな施策が並んでいるわけでございますが、その所得向上につながる施策の一環としまして、地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進めることが明確に位置付けられたわけでございます。

この考え方方に沿いまして、具体的には、種子法の廃止とともに、農業競争力強化支援法案等によりまして民間事業者の新規参入措置を講じますので、そういうことで民間事業者の参入が一層進み、都道府県が開発した品種のみならず、民間事業者が開発した品種を含め、農業者から見た場合に供給される品種が多様化して選択肢が拡大するところ、そのことを通じまして農業者の所得向上に資するということが言えるかと思います。

特に民間事業者が開発する品種を見てみると、収量が非常に高い、あるいは作期ペースが分散化できることで耕作面積が拡大する、さらには、その作ったものがしっかりと外食チャーンなどの実需者と結び付いておりますので、そういった販売先とセットで種子が販売されるといふことでもございます。

また、県の品種につきましても、民間事業者の参入が進むことによりまして県のいろいろな事業の一部を民間事業者に業務委託をする、あるいは種子の生産農家の規模拡大が図られる等々の種子生産のコスト削減が図られることによりまして総体として種子価格の引下げにつながり、それ

が農業者の所得向上につながるというふうに考えておるところでございます。

○山田修路君 ありがとうございます。

る質問をしましたけれども、やはり都道府県行政がこれから種子についてどうなつていくのか、そしてまた民間企業の参入についてどうなつていくのか、様々な疑問というか心配を持っておられる方がおられるわけでございまして、是非その辺を払拭できるような対応をよろしくお願ひいたいと思います。

次に、農業機械化促進法についてお伺いをしたいと思います。

農業機械化促進法についても、これは戦後、昭和二十八年に制定をされたものでございますが、私が生まれる前のときであります、生産性もまだ低く、そして農作業も重労働であるということは、機械の普及は大変重要な役割があつたんだと思います。その後、機械化もどんどん進んできましたけれども、この機械化促進法が果たしてきた役割について矢倉政務官から御答弁をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(矢倉克夫君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、農業機械化促進法は、昭和二十年代、すきくわの時代ですね、生産性も低く、農作業も重労働であつたこの状態を改善することを目指しまして、我が国農業の機械化を促進することを目的としたものであります。

国が定める基本方針に基づいて、高性能な農業機械等の計画的な試験研究、実用化の促進を行ふことを軸といたしまして、同じく基本方針に基づく主要な農業機械については、適正導入に向けた下限面積の設定、そして農機具の性能や安全性に係る検査・鑑定制度等を定めたものであります。

御指摘の、御質問の果たしてきた役割であります。

ですが、本法に基づく取組によりまして農業機械の研究開発及び安全性の検査を農研機法の導入が大幅に進展したと考えております。例え

ば、農家百戸当たりのトラクターの所有台数については、昭和三十五年の八・五台が平成二十七年には一〇一・二台となりました。また、稲作の機械化一貫体系が確立をいたしまして、十アル当たりの労働時間も昭和三十五年の百七十三・九時間から平成二十六年には二十三・五時間と大幅に削減されました。このようなことから一定の役割を果たしてきたものと考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。
機械化がどんどん進んでいるというお話をございましたけれども、また機械という点について言えば、新しい機械がまた出てくるというようないい意味で、今般、この機械化促進法を廃止することにした意味、意義といふんでしようか、それについてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(矢倉克夫君) 先ほど御説明いたしましたとおり、農業機械の導入の大幅拡大に非常に寄与したわけですが、今委員が御指摘いたしました、新しい機械が多く出てきております。

年ではこのような技術革新が速くなつていています。その点から考えますと、一定期間置きに審議会の意見を聞いて定める基本方針において、そのためには、開発対象機種を位置付ける現行スキームでは迅速に機動的な対応が難しいということが認識されたところであります。また、農業機械の製造技術が進展をいたしました。粗悪品等を排除するための型式検査によつてその性能をチェック、指導基づく主要な農業機械については、適正導入に向けた下限面積の設定、そして農機具の性能や安全性に係る検査・鑑定制度等を定めたものであり、昭和二十八年に制定されて以降、情勢の変化を踏まえて数次の改正を経て現在に至つてゐるものであります。

御指摘の、御質問の果たしてきた役割であります。

農林水産省といたしましては、少しでも安い農業機械を調達できるようにするために、農業機械メーカー側の取組、またその促進といふものが不可欠だと考えております。

具体的には、今御指摘もございましたが、異分野メーカーの新規参入等による競争の促進を図るほかに、部品や仕様の共通化、メーカー間での互換性の確保を促進すること、また最低限必要な機能、装備のみを備えたシンプルな農機、農業機械や高耐久な農業機械の製造販売、農業機械を始めとしたます生産資材価格の見える化の推進などを取組を進めまして、農業者が少しでも安い農業機械を調達できるように取り組んでまいりたいと存じます。

○山田修路君 ありがとうございます。

農業機械についてのコストダウンをどうやって図つていくかということについては、また農業競

業務として位置付けることとしたところでもござります。

○山田修路君 ありがとうございます。

機械行政というのは依然として重要性は変わらないというか、あるんだというふうに思つております。その手法をどうするかという話で、今回、機械化促進法については廃止をするということにしたということだと思います。

一番最初にお示したこの米作りのイメージ図で、農業機械の占める割合、資材費のうちです、非常に大きいと、そして全体では一・一%になります。その手法をどうするかという話で、今回、機械化促進法については廃止をするということにしたということだと思います。

機械化がどんどん進んでいるというお話をございましたけれども、また機械という点について言えば、新しい機械がまた出てくるというのはやはり非常にこれからも重要な課題であるといふうに思いますが、これがからも重要なことではないかというお話をございましたけれども、先ほども、農業機械については駆逐状態というんでしようか、企業の数が少なくて、非常に高いような構造になつてゐるというようなことではないかというお話をございましたけれども、農業機械については駆逐状態といふんでしようか、企業の数が少なくて、非常に高いような構造になつてゐるというようなことではないかというお話をございましたけれども、農業機械については駆逐状態といふんでしようか、企業の数が少なくて、非常に高いような構造になつてゐるというようなことではないかといふんでしようか、それについてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(矢倉克夫君) 先ほど御説明いたしましたとおり、農業機械の導入の大幅拡大に非常に寄与したわけですが、今委員が御指摘いたしました、新しい機械が多く出てきております。

年ではこのような技術革新が速くなつていています。その点から考えますと、一定期間置きに審議会の意見を聞いて定める基本方針において、そのためには、開発対象機種を位置付ける現行スキームでは迅速に機動的な対応が難しいということが認識されたところであります。また、農業機械の製造技術が進展をいたしました。粗悪品等を排除するための型式検査によつてその性能をチェック、指導基づく主要な農業機械については、適正導入に向けた下限面積の設定、そして農機具の性能や安全性に係る検査・鑑定制度等を定めたものであり、昭和二十八年に制定されて以降、情勢の変化を踏まえて数次の改正を経て現在に至つてゐるものであります。

御指摘の、御質問の果たしてきた役割であります。

農林水産省といたしましては、少しでも安い農業機械を調達できるようにするために、農業機械メーカー側の取組、またその促進といふものが不可欠だと考えております。

具体的には、今御指摘もございましたが、異分野メーカーの新規参入等による競争の促進を図るほかに、部品や仕様の共通化、メーカー間での互換性の確保を促進すること、また最低限必要な機能、装備のみを備えたシンプルな農機、農業機械や高耐久な農業機械の製造販売、農業機械を始めとしたます生産資材価格の見える化の推進などを取組を進めまして、農業者が少しでも安い農業機械を調達できるように取り組んでまいりたいと存じます。

○山田修路君 ありがとうございます。

農業機械についてのコストダウンをどうやって図つていくかということについては、また農業競

争力強化支援法の課題でもあると思いますので、またその辺についても同僚の議員の方から質疑をしていただけたらと思います。

そして、農業機械に関してやはり大きな問題点というか課題というのは、農作業事故でございまして。農作業事故、これ、自動車でも高齢化が進んで高齢者の事故というのがよくテレビでも報道をされているわけでけれども、農作業の農業機械についてもやはり同じようなことがあるんですね。

農作業事故の状況について、どのような現状なのかについてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) 農業での死亡事故でございますけど、近年、三百五十件程度発生しております。平成二十七年は三百三十八件でございました。今御指摘ございましたとおり、特に八十歳以上の割合が五割近くを占めているところで、非常に高齢の方の事故が多いということです。

また、その農作業事故、死亡事故の内訳といたしましては、乗用型トラクターの転落、転倒等、農業機械の作業に係る事故が約六割でござります。あと、圃場ですとか道路からの転落、また熱中症、そのような農業機械ですとか施設以外の作業に係るような事故が約四割となっているところでございます。

○山田修路君 今お話をありました八十歳以上の方の事故が、五〇%ですか、かなりウエートを占めているというお話をありました。

自動車の世界では、運転免許証を返還して乗らないようになりますが、何かそんなような議論が随分なされておりますけれども、農業の場合には、農業人口自体が高齢化しているという点で、なかなか高齢者も主たる担い手である場合が依然としてあるといふこともあります。極めて難しい課題かと思ひますけれども、この農作業事故を減らしていくための対策について、どのように対応をしようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

今御指摘ございましたとおり、この農作業安全の確保、非常に喫緊の課題だとうふうに認識をしてございます。

農作業の安全対策をいたしまして、なかなか決め手というのはないんですけれども、一つは、労働安全衛生の専門家を交えまして農作業事故情報

を分析いたしまして、その結果に基づく様々な環境を改善すること。あと、機械の安全装置の改良、実用化の促進。あと、警察庁と連携いたしまして、高齢者も含めた事故防止の啓発の促進、例えればシートベルトとかですね、そういうことをやつてございます。また、厚生労働省ですとか関係団体と連携いたしまして、農業者個人でも加入できます労災保険特別加入制度の周知なり加入の促進等に取り組んでいるところでございます。

今後も、事故情報の収集・分析体制を更に強化いたしまして、また農業機械メーカーにおける安全設計を一層促しますとともに、高齢者を始めとして一人一人の安全意識の向上を図るよう、関係省庁、団体と連携して取組を強化してまいりたいと存じます。

○山田修路君 ありがとうございました。

今、機械あるいは農作業の事故についてお伺いをいたしました。

この競争力強化プログラムの関係で、今度の法案とはちょっと外れますが、この流通コストのことについて幾つか、一つ二つお伺いをしたいと思います。

加工、流通の部分ですけれども、この中で、流通の合理化を図つていくんなどということについて、卸売市場の関係者の方々が非常に、自分たちの将来どうやっていくんだろかといふことについて不安を持つておられます。この卸売市場の将来について農林水産省ではどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

ては、これまで、出荷者側に立つて集荷を行い、出荷者から販売を受託する卸売業者が全国各地の生鮮食料品等を品ぞろえをするとともに、これらが卸売業者と仲卸業者との間で需給や品質に応じた価格を形成しながら、食料の安定供給を通じて国民生活の安定に貢献をしてきたものと考えております。また、出荷者側に対しましては、卸売業者が代金を早期に回収をして確実に決済をするこによりまして、生鮮食料品等の生産、流通の円滑化に寄与してきたものと考えてございます。

他方、卸売市場の最近の状況を見ますと、インターネット通販や产地直売等の増加によりまして、生鮮食料品等の流通経路が多様化をして、卸売市場を経由する生鮮食料品等の比率は低下傾向にありますとともに、卸売市場あるいは卸売市場関係者の数も減少が続いているという状況にございます。

今後につきましては、こうした農産物流通について引き続き一層流通ルートの多様化が進んでいくものと見込まれますけれども、他方で、代金回収機能等の卸売市場の役割はなお意義を有するものと考えておりますとともに、卸売市場をめぐる状況の変化、食料需給、消費の実態等を踏まえまして、農業者と消費者の双方がメリットを受けられるような流通構造を確立するため、市場関係者の方々の意見も丁寧に聞きながら、卸売市場法の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○山田修路君 ありがとうございました。

今、卸売市場法の改正について検討していくといふことについて、方向性を打ち出していただきたい、方向性を示していただきたいふうに思いました。やはり今の農業競争力強化支援法などで見ていただいて、方向性を打ち出していただきたい、方向性を示していただきたいふうに思いました。この卸売市場の将来について農林水産省ではどのように考へておられるのか、お伺いをしたいと思

やかな対応をお願いしたいと思います。
そして、もう一つ、もう時間がだんだんなくなったのでこれで最後になると思いますけれども、もう一つ、流通、加工で心配をしておられる方は、米の卸売業者さんなんですね。この人たちも、自分たち、どういうふうにしていったらいふんだろうかというのをやはり不安に思っているわけあります。米卸売業の将来について農林水産省はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 現状の米の流通の状況を見てみると、生産者、JJA、全農、卸、実需者など、多段階で複雑な流通になつております。また、米卸業界について見てみると、中小規模の企業が多数存在して言わば過当競争となつておりますので、経営基盤が不安定で、卸売業者が大手量販店などの実需者に対して価格交渉力が弱いという課題がございます。このため、現在の米流通においては、生産者に適切な対価支払が実現できないというようなことに加えまして、生産者との安定取引あるいは消費者が求める商品の安定供給についても必ずしも十分に機能を果たせていないという状況にございます。

したがいまして、昨年十一月の競争力強化プログラムにおきましては、農業者、消費者のメリットを最大化するため、農業者、団体から実需者、消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、中間流通については抜本的な合理化を推進するということにされたわけでござります。

このようなことが促進されると、流通段階でコストが低減され、また、大手量販店等に対する米卸業者の価格交渉力の向上が図られますと、生産者への適切な対価支払が実現される。また、生産者との間で事前契約や複数年契約などの安定取引が促進される、さらには、新業態、新商品開発等を通じた商品の付加価値向上や消費拡大が図られるというような効果が期待されるというふうに思

考えております。

○山田修路君 ありがとうございます。

是非、そういう方向性をしつかり業界の方々にも御説明をして、改革が業界の方としてもしっかり取り組めるように御指導をお願いしたいと思います。

まだ少し質問を用意していたんですけども、もう時間になりましたのでこれでやめようと思ひますけれども、この廃止二法案とそれから農業競争力強化支援法、これ、全体としてやはり農業のコストを下げていって農業生産者の手取りを増やしていくというような対策でございますので、是非きつちりしたビジョンを示していただきたいとおもいますが、それを聞いてお進みをしていただきたくともうふうに思つております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○徳永工り君 民進党・新緑風会の徳永工りでございます。

今日は質問時間が二十分という短い時間でござりますので、廃止二法案のうち主要農作物種子法を廃止する法律案について御質問させていただきたいと思います。

三月二十七日と、それから昨日ですけれども、主要農作物種子法の廃止に反対する集会、日本の種子を守る会が議員会館内で開かされました。平日の急な呼びかけにもかかわらず、全国から、農協の組合長さんもいらっしゃいましたけれども、二日間で五百名を超える方が集まりました。そして、皆さん大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

恐らく渡辺委員長のところにも、それから与党の委員の皆さんとのところにもこの主要農作物種子法に反対するメールやファックスがたくさん届いています。一人一人のお部屋を回って歩いたと思ひます。そのくらい皆さん、この主要農作物種子

法を廃止することによってこれからどんなことが起きるんだろうと、よく分からぬだけに不安な

気持ちでいっぱいなんですね。

私は、この主要農作物種子法を廃止するといふことは、我が国の主食であり基幹農作物である

米、麦、大豆の種子を公的機関が守るという政策を放棄することになります。種子の供給が今後どうなつて行くのか、それから穀物自給率が下がるのではないかあるいは外資系企業の参入による

種の支配、それから遺伝子組換え作物の種子の参入などが進むのではないかという懸念が広がっています。

これまで廃止の理由を農林水産省から伺つてまいりましたけれども、どうも納得ができません。なぜ主要農作物種子法を廃止しなければならないのか、改めて農林水産大臣にお伺いいたしました。

○国務大臣(山本有二君) 戦後、食糧不足の折に、食糧増産というのが国家的命題でございまして。そのときに、稻、麦、大豆について都道府県に、原種、原原種の生産、普及すべき優良な品種を奨励品種というような形で指定していただきたいと思います。

三月二十七日と、それから昨日ですけれども、主要農作物種子法の廃止に反対する集会、日本の種子を守る会が議員会館内で開かれました。平日

の急な呼びかけにもかかわらず、全国から、農協の組合長さんもいらっしゃいましたけれども、二日間で五百名を超える方が集まりました。そして、皆さん大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

ところが、近年、実需者のニーズを踏まえた民間事業者の品種も随分開発されるようになります。

また、都道府県の奨励品種は、ほとんど指定されて、あるいは大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

そこには、民間事業者の品種も随分開発されるようになります。

また、都道府県の奨励品種は、ほとんど指定されて、あるいは大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

ところが、近年、実需者のニーズを踏まえた民間事業者の品種も随分開発されるようになります。

また、都道府県の奨励品種は、ほとんど指定されて、あるいは大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

ところが、近年、実需者のニーズを踏まえた民間事業者の品種も随分開発されるようになります。

また、都道府県の奨励品種は、ほとんど指定されて、あるいは大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

ところが、近年、実需者のニーズを踏まえた民間事業者の品種も随分開発されるようになります。

また、都道府県の奨励品種は、ほとんど指定されて、あるいは大変に不安の声、そして怒りの声を上げていたということをお伝えをしておきたいと思います。

県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されることは構造的に避けられないわけですが、見

るといふことは構造的に避けられないわけですが、見

直す、改正するという話は、この廃止が決定するまでに、廃止するべきだという結論に達するまでにあります。

私は、この法律が都道府県中

に、この問題の本質的な解決にあたるといふことでございまして、御指摘の

ような、改正すべきことについてはございませんでした。

○徳永工り君 構造的に問題があるんだつたら、その構造を変えればいいわけがありまして、とにかく議論がどこからも見えてこないということになります。

そして、舟山委員がお配りした資料にありますように、改訂をすべきことについてはございませんでした。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいま大臣から御説明申し上げましたように、この法律が都道府県中

に、この問題の本質的な解決にあたるといふことでございまして、御指摘の

ような、改正すべきことについてはございませんでした。

○徳永工り君 構造的に問題があるんだつたら、その構造を変えればいいわけがありまして、とにかく議論がどこからも見えてこないということになります。

そして、舟山委員がお配りした資料にありますように、改訂をすべきことについてはございませんでした。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいま大臣から御説明申し上げましたように、この法律が都道府県中

に、この問題の本質的な解決にあたるといふことでございまして、御指摘の

ような、改正すべきことについてはございませんでした。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいま大臣から御説明申し上げましたように、この法律が都道府県中

に、この問題の本質的な解決にあたるといふことでございまして、御指摘の

ような、改正すべきことについてはございませんでした。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいま大臣から御説明申し上げましたように、この法律が都道府県中

に、この問題の本質的な解決にあたるといふことでございまして、御指摘の

き台としてこの資料が出されまして、ここで初め
て主要農作物種子法を廃止すると書かれているわ
けです。

これ、生産資材引下げの方向性、十二項目の十番目に書いてあるわけですが、ますけれども、この資料、たたき台として配付されたこの資料なんですねけれども、この資料がまとまるまでに、いつ誰がどこでどういう議論をしてこの資料になつたのか、この資料は誰が作ったのか、教えていただきたいたいと思います。

○政府参考人（元神俊哉君）

○政府参考人元福嶺敬君 お答えいたします。
今委員から御指摘のありました資料につきまし
ては、昨年十月六日に、未来投資会議の構造改革
徹底推進会合「ローカル・アベノミクスの深化」会
合と規制改革推進会議農業ワーキング・グループ
が連名でまとめた意見ということでございます。
主要農作物種子法につきましては、この意見の
公表に先立ちまして、九月二十日に開催されまし

た両会議の合同会合で農林水産省から資料の提出がございました。その中で、御案内かもしだせましたが、都道府県が自県の気象・土壤条件などの特性を踏まえて自県で普及すべき奨励品種を決定していること、奨励品種に指定されれば、都道府県はその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるため、自ら開発した品種を優先的に奨励品種に指定していくこと、都道府県と民間企業では競争条件が同等とはなっていないため、民間企業が稲・麦・大豆種子産業に参入しにくい状況となつてゐること等の旨意があつたところございま

これらの指摘を踏まえまして、地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害していく主要農作物種子法は廃止する旨、両会議連名での意見が取りまとめられたものであると承知をしております。

り、真ん中の左にあるとおり、これ資料なんですが、非常に多くの県で多くの農業者が作つてゐるが、奨励品種には指定されていない、このように、ある意味県が自ら種子を開発している側面等もあり、民間の種子産業への参入をしにくくしてゐる部分があるのでないかということで、種子についてはこういう制度的な課題があるのでないかと思つてゐる。これ、農林水産省が言つてゐるわけですね。

これ、農林水産省とうのは、むしろ、先ほどお話をあつたように、これまでこの主要農作物種子法がどんな役割を果たしてきたのかと、その重要性をちゃんと語り、あるいは、この法律が廃止されたらどんなことを懸念しなければいけないのかということを言う立場にあるんじゃないでしょうか。民間参入のために、民間の種子産業への参入をしにくくしている部分があるのでないかと、いうことで、種子についてはこういう制度的な課題があるのでないかと思つてゐる、これは農林水産省の言つことではないですね。

むしろ、先ほど申し上げた二〇〇七年の四月二十日、この規制改革会議の中でおっしゃった農林水産省の話の方が農林水産省らしいというか、言うべきことをしつかり言つてはいると思うんですね。ほとんど、この十月六日の会合の中でも、この主要農作物種子法の廃止について、廃止していいのかどうか、あるいはどんな問題があるのでないかという議論が全くされていない中で、廃止ありきということが分かるわけでござります。

そして、主要農作物種子法は、米、麦、大豆の地域に合つた品種を都道府県が生産し、優良品種、奨励品種を指定するための試験などを義務付けることによつて、その優秀な種子を生産、普及させることを目的に、公的機関がその責任を担うことで優良品種を安定して供給するという重要な役割を果たしてきました。この法律が廃止されることによつてその都道府県の役割や責任が縮小されしていくのではないかということ、先ほどからもお話をございましたけれども、このことを自治体

の皆さん、それから農家の皆さん、あるいは普及員の皆さんなども大変に心配をしておられます。かつては、原原種、原種の生産や圃場の審査などの経費が予算化されていましたけれども、平成十年の改正では経費は一般財源化されています。種子生産義務の根拠となる法律、これがなくなることになるわけですから、これまでの経費をどのように担保できるのかということなんですが、先ほども御答弁ありましたけれども、ここがやはり現場の皆さんの一一番の心配でありますので、今後、こういったその根拠法がなくなつた上で経費をどう担保していくのかということを改めて御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(山本有二君) 御指摘のように、都道府県のこれまで頑張つてこられた開発、生産、品質管理、そしてまたそれに伴う予算、これについての御質問を頂戴いたしました。

まず、種子の開発でございますが、国やほとんどの都道府県は、これまでと同様、遺伝資源の収集あるいは独自のブランド品種の開発、これを行つていくという考え方でございますし、必要に応じて民間事業者との連携を強化していただけるというふうに思ひます。

次に、種子の生産でございますが、ほとんどの都道府県はこれまでと同様に奨励すべき品種の原種等を生産していただきたい必要に応じて民間事業者に業務委託をいただけ、そして一般種子生産もこれまでと同様に種子協会の指導の下で生産をするというふうに考えられておられます。そして、民間企業は多くの場合自ら原種等を生産しておられます。一般的種子は現在と同様に採種農家が民間企業の技術者の指導の下で生産するというふうになつております。

こうした状況の中で、種子の品質管理でございまが、種苗法の基準に種子法と同様の規定を追加いたします。そして、これまでと同様に都道府県が品質を確認するというようにされておられまして、さらに、農産物検査法を存置しておりまして、流通に係る品質を担保することを考えること

今後、こうした種子法廃止後の都道府県の種子に関する事務の具体的な取扱いがございますが、農業競争力強化支援法案を含めまして関連する法令の整備を行いつつ、これと並行して、これらの事務に要する経費について引き続き適切な地方交付税措置がなされるよう、三十年度予算編成過程において各省庁と協議を行つて、しつかりしたこの財源の確保をしていきたいというように思つております。

○徳永エリ君 先ほど山田委員からもお話をありましたけれども、やはり根拠法がなくなるというのではなく、相当財政当局とのせめぎ合いの中で厳しいのではないかということが予測されます。法律が廢止されてもこの事業を継続的に実施することの重要性について、財政当局も含めた周知を是非とも徹底していただきたいというふうに思います。

一般財源の確保が維持できるようにしっかりと国も責任を持つて対応していただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 大変重要なポイントでござります。

私どもも、そうした意味で、これまで都道府県が行つていただいた事業、これが継続するようになれば、財政当局と交渉に当たりたいというふうに思つております。

○徳永エリ君 さて、農業競争力強化支援法の第八条の四に、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」としてます。この知見の民間事業者への提供とは具体的に何をどのようにするのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 今までの歴史の中で、主要農作物種子のほとんどにつきましては、まず独立行政法人の試験研究機関や都道府県の試験場が優良な品種の開発を行い、その都道府県が指定

した原種圃あるいは原種圃において、原種や原種を増殖すると、それを基に都道府県が指定した採種農家が一般種子の増殖を行うという、こういうサイクルで一般的な農家に供給されてきたところです。

したがいまして、この過程の中で、独立行政法人や特に都道府県が有する知見の厚みが非常に増しておきまして、その知見の厚みについて民間事業者との間でギャップがあるという事が事実でございます。このため、今般の農業競争力強化支援法案におきましては、民間事業者による種子生産への参入を促進するために、品種自体の情報はもとより、今申し上げたサイクルの中で、都道府県などが得られておられます原種・原種圃の設置の技術、あるいは高品質な種子を生産するための栽培技術、さらには種子の品質を測定するための技術、こういったような知見につきまして民間事業者に提供を促進していくという考え方でございます。

ただ、もとよりこの知見の提供については強制するものではございませんし、あくまでも我が国農業全体に良い影響を与えるかどうかという観点で行っていただこうと促してまいりたいと存じます。

○徳永エリ君　これまでたくさんの税金を使って長い時間を掛けて知見を苦労しながら積み上げてきたわけですね、これを民間に提供することを促進すると。イコールフルツティングとよく言いますけれども、これ、全くイコールフルツティングじゃないと思うんですね。この点、大変に不公平感を感じているということを申し上げておきたいと思います。

さらに、民間企業の参入が加速化すれば、外資の参入が進み、買収などによって種子が独占される可能性や遺伝子組換え作物等の種子の参入が心配されます。我が国の優良な種子が海外に流出去るのではないかということも心配されますけれども、農林水産省の見解をお伺いいたしました。

○国務大臣(山本有二君)　この主要農作物種子法

が、外国資本の参入あるいは遺伝子組換え作物の作付けを防止するという、そういう規定はございません。参入防止でも、また作付けを防止するという機能はございません。現在においても、外国資本の参入あるいは遺伝子組換え作物の作付けといふのは可能でございます。

しかし、海外の穀倉地帯等の均一な気候条件下で大ロットの種子販売を前提に種子生産を行つておきまして、我が国この二十一ある多くの外資にとりまして、我が国この二十一に異なる多様な気候条件に適した多品種が必要でございます。また、その販売単位が比較的小ロットになるという特色がございまして、我が国市場に対して外資による開発種子の参入はござります。また、その販売単位が比較的小ほとんど参入していないという現実もございます。

また、遺伝子組換え作物につきまして依然として不安を抱いていらっしゃる消費者が一定の割合存在することは事実でございます。こういう御懸念が根強いということでございますし、国内で食用や飼料用の遺伝子組換え作物の商業栽培は現在行われておりません。また、今般の種子法の廃止によりまして遺伝子組換え作物の作付けの拡大が進むというような状況を予測するところではございません。

○舟山康江君　舟山康江でございます。

今日は、種子法、機械化促進法、双方の廃止法案の審議でありますけれども、まず冒頭に、最近、政策決定の在り方が非常に不透明だというこ

と、これはこの件に限らずあらゆる案件で感じてありますので、その点についてお聞きしたいと思います。

前回の委員会でも指摘がありましたけれども、国家戦略特区で最近獣医学部の新設が認められました。どうもこの国家戦略特区というのは、現場

に当たつて、独法や都道府県が有する主要農作物の品種等に関する知的財産が不用意に海外に流出するということがあつてはなりません。そこで、技術や育種素材について目的外の利用を防止する条項を盛り込んだ契約を結ぶ等の知財のマネジメントというものの推進が必要でございます。

ささらに、民間企業の参入が加速化すれば、外資の参入が進み、買収などによって種子が独占される可能性や遺伝子組換え作物等の種子の参入が心配されます。我が国の優良な種子が海外に流出去るのではないかということも心配されますけれども、農林水産省の見解をお伺いいたしました。

○国務大臣(山本有二君)　この主要農作物種子法

ております。

○徳永エリ君　御答弁が長いので、質問はあった

んですけど時間になってしましました。

今のお考えは、私はちょっとと間違つていると思

うんですね。外資の参入にしても遺伝子組換え作物の参入にしても、やっぱり主要農作物種子法がこれまで一定の歯止めになってきたんだと思うんで

ですよ。ですから、これが廃止されるということではありますから、国内開発種子の海外流出を厳格に制限すること、また外資による開発種子の参入に一定の制限を付けなければ、とても心配で仕方

がありません。それができないのであれば、やはりこの主要農作物種子法は絶対に廃止するべきではないということを申し上げまして、時間になりましたので私の質問とさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

（）

ありがとうございました。

○舟山康江君　舟山康江でございます。

今日は、種子法、機械化促進法、双方の廃止法案の審議でありますけれども、まず冒頭に、最近、政策決定の在り方が非常に不透明だということ、これはこの件に限らずあらゆる案件で感じてありますので、その点についてお聞きしたいと思います。

前回の委員会でも指摘がありましたけれども、国家戦略特区で最近獣医学部の新設が認められました。どうもこの国家戦略特区といふのは、現場

に当たつて、独法や都道府県が有する主要農作物の品種等に関する知的財産が不用意に海外に流出するということがあつてはなりません。そこで、技術や育種素材について目的外の利用を防止する条項を盛り込んだ契約を結ぶ等の知財のマネジメントといふものの推進が必要でございます。

ささらに、民間企業の参入が加速化すれば、外資の参入が進み、買収などによって種子が独占される可能性や遺伝子組換え作物等の種子の参入が心配されます。我が国の優良な種子が海外に流出去るのではないかということも心配されますけれども、農林水産省の見解をお伺いいたしました。

○国務大臣(山本有二君)　この主要農作物種子法

からはやはり需給を考えて定員管理の仕組みは継続すべきだというふうに答えておりますし、農林水産省の方からは特に説明がないということではありますけれども、少なくとも、九月の特区ワーキンググループの中ではこれを外していくこう

という議論はなかつたというふうに読み取れます。

にもかかわらず、十一月、十一月の諮詢会議の中でもう一度この見直しという議論がありまして、そこでは山本農林水産大臣は、地域的課題の解決につながるのであればとということで、本音、本心なのか渋々なのか、私はそこはこの発言からは読み取れませんけれども、どうも新たな設置に向かって一步踏み出したような、そのような発言がありました。

こういったことが非常に不透明なわけですよ。どうも、本来の、役所の中ではもう要らないんだろうなと思いながらも、もう圧力に屈して結局認めてしまったかのように見えますけれども、こういった現状に對して山本大臣はどのようにお感じでしようか。

中でもう一度この見直しという議論がありまして、そこでは山本農林水産大臣は、地域的課題の解決につながるのであればとということで、本音、本心なのか渋々なのか、私はそこはこの発言からは読み取れませんけれども、どうも新たな設置に向かって一步踏み出したような、そのような発言がありました。

こういったことが非常に不透明なわけですよ。

どうも、本来の、役所の中ではもう要らないんだろうなと思いながらも、もう圧力に屈して結局認めてしまったかのように見えますけれども、こう

いった現状に對して山本大臣はどのようにお感じでしようか。

○国務大臣(山本有二君)　獣医学部新設に係る事項でございますが、私ども、大学の設置や国家戦略特区の権限はございません。しかしながら、獣医師についての物の考え方は所管しております。

○国務大臣(山本有二君)　獣医学部新設に係る事項でございますが、私ども、大学の設置や国家戦略特区の権限はございません。しかしながら、獣医師についての物の考え方は所管しております。

（）

医学部の件を見ていますと、昨年の五月の、前回も触れたけれども、儀間委員の質問に対し

ては、当時の森山農林水産大臣、獣医師は十分足りているんだといふことの答弁がありましたし、

一度申しますが、所管でございませんし、獣医師が新たに取り組むべき分野における需要に対応す

つながる仕組みとなることは期待しておりますと

いう発言をいたしました。

そんな意味で、獣医学部の設置について、もう一度申しますが、所管でございませんし、獣医師

が新たに取り組むべき分野における需要に対応す

るという趣旨であるという説明がございました

で、異議を申し上げる立場にないというように思つて、私ども農林省としましては格別の異議は

唱えなかつたものでございます。

○舟山康江君 ちよつと所掌事務の中に、だつて獣医療法という法律もあり、これまで獣医師の確保については農林水産省の仕事だということを取り組んできたと私は思つております。

そういう中で、じや、文科省が勝手に学部新設を認めないと定員管理をしているということなんですか。違うでしよう。そこは農林水産省と相談をして、農林水産省がやはり需給を見て、こういつた、どういつた形で養成するべきなのかということを考えた上で、文科省、これは学校設置の認可権者は文科省ですから、一義的には文部科学省の問題かもしませんけれども、でも勝手にやつてることではありません。農林水産省のその現場の状況、それを踏まえてここはいろいろ議論をしながら決めていたと思うんですよ。私たちには関係ありませんといふことだつたら、もうこれ、所管から外せばいいんじゃないですか。

○国務大臣(山本有二君) あくまで農林水産省としましては、獣医師について関心を深く持つております。その意味におきまして、私どもが憂慮しているのは、産業動物獣医師の不足と地域的偏在、そして公務員獣医師の言わば確保が難しい現状、こういつたことに対しても様々な対応を取つてゐるわけでございまして、その意味におきましては関心が深うございます。

しかしながら、獣医師の全体としての需給バランスといふものは不足しているという状況にはありませんので、その意味において、私どもが獣医師についての学部新設等について云々する立場にはないというように考えるところでございます。
○舟山康江君 ですから、全体の数は足りてゐるわけじゃないですか。不足がないわけでしょう。だから、新たな新設は必要ないという立場だったわけじゃないですか。それが、地域的な偏在、これありますよ。そういう中でいろんな努力をされてきたわけですね。何か修学援助資金のようないものを出したりとか、そういうことをやつてい

て、それで十分だということだつたわけでしょ。それが急に上から言つられて結局もう新設を認められるような方向になつてしまつたわけですよ。これは多分、獣医師だけに限らないと思いまます。いろんな案件が国家戦略特区の中で、それこそ現場の役所担当、それを越えて頭ごなしに、もう幾ら反論したところで決まっていくものは決まります。いつてしまつとう、この在り方そのものに對して、じや、今回の、これは獣医師から離れてですけれども、一般論として、こういつた決まり方、これに對して大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(山本有二君) 私ども、四国という地域に限定して物を言えば、前の知事さんの方や今治の市長さんなどの御意見は尊重しなければならないというように思つております。そういう希望が強くある場合に、一国二制度なそのような考え方を取るべきかどうかについての判断は私どもではなかなかし難いわけでございます。そんな意味で、主要なその議論をされている立場でございました。

獣医師については、繰り返しになりますが、産業動物獣医師の確保、公務員獣医師の確保、また地域的偏在、この三つの解決といううのは私の仕事だらうというように思つておるわけでございまして。この辺からです、動き始めました。

そこで、十月、未来投資会議、ここには先ほど指摘したように竹中平蔵さん、国家戦略特区と同じメンバーですね。何かこの政府のいろんな諮問会議とか規制改革会議とか国家戦略会議、大体同じメンバーが常に入つて、規制改革とか競争力強化とか、そういう観点だけで、世の中にはいろんな学者さんがいますからいろんな多種多様な考え方があるんですよ、ありますけれども、常に同じ考え方の人たちが会議に入つて、その人たちの思ひがままに物事が進んでいくと。これが全て、これが私、問題だと思ひますよ。

今回の法律だつてこういつた人たちが主導したわけでしよう。政府が政府がと言いますけれども、見てください、これ。十一月二十九日の農業競争力強化プログラムのこの内容といふのは、与党の骨太方針とのまま同じわけです。それが、あつ、じや、与党と政府が一体となつて決めたのかなと思うと、この表現ぶり、十月六日の民間委員会のこの合同会議の中の具体的な方向案と全く同じなんですね。強いて言えば、「廃止するものとする。」が「廃止する。」に変わつたりとか、それから、「種子法は廃止する。」といふもの

促進法が廃止されるということになりましたけれども、この経緯についてもお聞きしたいと思いま

す。誰がどこでこういつた廃止の大きな方向性を決められたんでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 平成二十七年十一月に取りまとめられました総合的なTPP関連政策大綱におきまして、生産者の努力では対応できない分野の環境の整備を通じた我が農業の構造的問題の解決が重要であるという認識の下で検討の継続項目が掲げられました。また、二十八年八月に閣議決定されました未来への投資を実現する経済対策におきまして、検討継続項目に掲げられた施

策につきまして、年内をめどに競争力強化プログラムを取りまとめることが御指示もございました。

こうしたことを受けまして、二十八年九月以降、生産資材価格の引下げ等に向けて政府・与党で精力的に検討を行つ中で、主要農作物種子法と農業機械化促進法につきまして、いずれも社会的必要性が低下しているのではないかという問題意識が共有化されたところでございます。

この後、こうした認識に立つての当初からの課題報告も踏まえまして、十月六日に規制改革推進会議及び未来投資会議より、農業機械化促進法、主要農作物種子法を廃止するとの方向性が提言されました。十一月二十九日に農林水産業・地域の活力創造本部におきまして農業競争力強化プログラムが政府として取りまとめられまして、その中に両法を廃止する法整備を進めるというように記載したところでございます。

そういう経過から、今日、この両法を廃止するというところに至つたわけでござります。
○舟山康江君 お手元に資料をお配りしましたけれども、最初のスタートは二〇一五年十一月二十五日の総合的なTPP関連政策大綱なわけですよ。この中には、まあいろいろ異論はあるにせよ、一応生産資材価格形成の仕組みの見直しといふ形になつております。これを受けて、与党の中

でも翌二〇一六年一月十四日に農林水産業骨太方針策定PTTというものが設置されまして、これを

見ると、やはり同じ表現ぶりなんですね。生産資材として飼料、機械、肥料などといふことで書いてあります。この段階で、お見受けする限り、この種子についての議論というのはここでは入つていませんか。獎勵品種のほとんどが国、県の開発だ

ということで、民間企業が平等に競争できる環境を整備する必要があるというふうなことが言われましたけれども、民間企業が種子産業に参入しないとか、獎勵品種のほとんどが国、県の開発だ

て、先ほども徳永委員の質問の際に触れておられた種子法の言及はありません。二回目の農業ワーキング・グループの中で、農林水産省から初めて種子についての議論というものはここでは入つておらず、それがどうふうに考えております。

その後、九月の第一回規制改革推進会議の中でも種子法の言及はありません。二回目の農業ワーキング・グループの中で、農林水産省から初めて、先ほども徳永委員の質問の際に触れておられた種子法の言及はありません。二回目の農業ワーキング・グループの中で、農林水産省から初めて種子についての議論というものはここでは入つておらず、それがどうふうに考えております。

が「種子法を廃止するための法整備を進める。」と、ちよつと加わつたりとか、それだけで、あと全部一緒なんです。

つまり、この民間主導の、官邸主導の未来投資会議及び規制改革推進会議の提言をそのまま丸のみをして競争力強化プログラムに付けたといふことでしょ。ということは、結局、この度の廃止法を提言したのは規制改革推進会議等であり、外から言われてやつたといふことになるんぢやないんでしょか。いかがですか。

○國務大臣(山本有二君) 仕組みといふのは、常にPDC-Aサイクルに掛け、いつも検証しながら進んでいくべき話だらうといふように思います。そしてまた、ワーキングチームといふのは、そうしたそれぞれの各省各部門ごとに検証をしていただいてるといふことにおいては、私は総論的には間違いのない仕組みだらうといふように思つております。

ただ、種子法につきましては、その御示唆もあり、かつまた、これまでの経緯等、言わば食糧が不足しているときの法律であるといふ認識は変わらないわけで、時間がたつことによつていかなるものを付け加え、いかなるものを省いていくかといふ、そういうローリングは必要でございました。

そこで、新たにこの種子法についてしっかり見ていくと、その生産や種子の販売が随分格段に広がるわけでもございまして、そんな意味で奨励品種の構造的な問題を解決するといふことも併せて、今後の農政全般に関わる新しい試みを打ち出していくといふ必要性も考えていく必要があるものでござりますので、この種子法についてこういう形で廃止し、また新しい展開を迎えたいといふように考へるところでござります。

○舟山康江君 これ、この規制改革推進会議等の

提言案にもありますけれども、まさにこの⑯のところ、右側の一一番上に書いてありますけれども、提言案ではある種子・種苗については、国は、國家戦略・知財戦略として、とありますけれども、まさに、だからこそ国とか都道府県とか公がしっかりと責任を持つて管理するということになるとは、必ずしやないですか。なぜ戦略物資だからといつて民間を導入するとか民間に任せるということになつてしまふんでしょうか。戦略物資だからこそ国に責任があると思いますけれども、その国の責務をどのようにお考えなんでしょうか。

○國務大臣(山本有二君) この種子法の各条文をしっかりと見てまいりたときに、一条から八条まである全ての主語が都道府県はという主語になつております。言わば昭和二十七年段階での物の考え方で、これは私は間違いのないことであろうと思つております。特に、地域こと、気候が違い、土壌が違うという意味ではそのとおりだといふように思つておりますが、こうした都道府県はといふこのくくりを一條から八条までやつていくことは、今の考え方の中で国が都道府県に物を強いているという姿も捉えられるわけございまして、金都道府県一律に義務を課すという問題点もこれは考へていく必要があらうといふように思つておりますし、昭和二十七年のこの考え方と現在の

方で、これは私は間違いのないことであろうと思つております。また、地域こと、気候が違い、農家、生産者が自分で、それこそ多様な選択肢の中で自分が作りたい品種を自分のその選択肢の中を取得するという環境をどうつくるかという議論の中で……(発言する者あり)

○委員長(渡辺猛之君) 答弁は簡潔にお願いします。

○國務大臣(山本有二君) こうした物の考え方を構築したわけござります。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいまの大臣の御答弁を補足させていただきます。

まず、委員御指摘のこの種子が非常に重要な戦略物資だということにつきましては、私ども全く異存はございませんし、今般の農業競争力強化プログラムにおきまして、種子・種苗が戦略物資と位置付けられております。具体的には、「国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」と、そういうこと 자체、競争力強化プログラムに記載されてゐるところでござります。

そして、この強化プログラムが作成された以後、私ども、今、米政策担当している立場から、いわゆる水田活用キャラバンといふようなことで多くの地域にお伺いし、都道府県を含め関係団体に御説明している中で、その今のプログラムの考え方を御説明し、御意見を伺つてきているところです。

のは、言わばその在り方論の一つでござります。その意見も、あるなしといふよりも、今の考え方の総論、一般論を申し上げたところでござります。

そして、この地方公共団体のシステムの中に、奨励品種、これを指定することの重要性といふのを考えましたときに、生産者がより幅広に選択できる多様な種子の存在というものを、奨励品種が各県ごとにあることが必要かどうかといふところに返つて考えてみれば、私は必ずしもそういうものに頼る必要がもはやないのではないかと。農家、生産者が自分で、それこそ多様な選択肢の中で自分が作りたい品種を自分のその選択肢の中を取得するという環境をどうつくるかという議論の中で……(発言する者あり)

○委員長(渡辺猛之君) 答弁は簡潔にお願いします。

○國務大臣(山本有二君) こうした物の考え方を構築したわけござります。

○政府参考人(柄澤彰君) ただいまの大臣の御答弁を補足させていただきます。

まず、委員御指摘のこの種子が非常に重要な戦略物資だということにつきましては、私ども全く異存はございませんし、今般の農業競争力強化プログラムにおきまして、種子・種苗が戦略物資と位置付けられております。具体的には、「国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」と、そういうこと 자체、競争力強化プログラムに記載されてゐるところでござります。

そして、この強化プログラムが作成された以後、私ども、今、米政策担当している立場から、いわゆる水田活用キャラバンといふようなことで多くの地域にお伺いし、都道府県を含め関係団体に御説明している中で、その今のプログラムの考え方を御説明し、御意見を伺つてきているところです。

今日、だから私さつき指摘したじゃないですか。競争力強化プログラムと、いかにも政府が決定しているように見えますけれども、その竹中平蔵さんを始めとする規制改革会議の民間委員に主導されてこういった方向になつているわけです。それ 자체がおかしいですし、しかも今私がお聞きしたのは、種子法なんかがあると都道府県が困るというような都道府県からの声があつたんですけどお聞きしていますので、これ一言で簡単に

答えてください。

○政府参考人(柄澤彰君) 今回の一連の政府・与党の検討の前に、都道府県にそのような趣旨の御質問をしたことはございません。

○舟山康江君 ないんですよ。だから、別に都道府県に国が強いているそのやり方がおかしいから廃止ということじやないんですよ。外から言われたからでしょ。民間の新しい品種開発が進まないことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

○舟山康江君 ないんですよ。だから、別に都道府県に国が強いているそのやり方がおかしいから廃止ということじやないんですよ。外から言われたからでしょ。民間の新しい品種開発が進まないことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大と密接な関係があることは、事実は分かりませんけれども、そういうよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかというよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかというよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかというよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかいうよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかいうよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

国家戦略といふのは、生産者の選択肢の拡大とかいうよりも、まさに戦略として種をどう守つたことが外から言われたからこういつた廃止が急に決まって、その廃止ありきの理屈付けをしていいだけじゃないですか。

義務をきちんと規定した種子法を残しながら、もしその上で民間の活力も利用していきたいということであれば、例えば法改正とか、しかも、この種子法の八条では、別にこの奨励品種の決定ための手續、具体的に何も書いていないわけですよ。これは要綱に落としてあって、要綱の中でも様々な運用について書いてあるわけですね。もしあるにこの規定、要綱のせいで民間参入が進んでいないのであれば、そこを検証して見直すということ、それをすればいいんじゃないですか。

先ほど来構造的な問題と言いますけれども、何が構造的な問題があつて、なくさなければ対応できないのか、そこをお答えください。

○政府参考人(柄澤彰君) 委員御指摘のように、例えば十年ほど前でござりますけれども、平成十九年の規制改革推進会議に私たちもヒアリングで呼ばれています。そのときは、あくまでその時点でも主要農作物種子法の枠組みを前提としまして、今委員まさに御指摘いただきましたように、奨励品種を指定する都道府県に対しまして、民間事業者の開発した品種も積極的に奨励品種に採用するようというような通知も出して、そういう政策をずっと取つてきました。その時点では、私どもとしても、主要農作物種子法の枠組みの中で民間事業者の参入が進めば、それは仕組み自体、民間事業者の参入の妨げとはならないというふうに考えて臨んでおつたわけでございます。

しかし、その後十年ほどたつていてるわけでござりますけれども、その当時と比べまして、ほとん

構造的な問題があるという判断をいたしまして、また政府・与党の中で御議論を賜りまして、今回の法案の提出に至ったという次第でござります。

○舟山康江君

それは都道府県の判断じやないですか。戦略物資だからこそ、都道府県は様々な側面を勘案して奨励品種をどれにしようかという

とを決定しただけじゃないんですか。

実際に、先ほどの徳永委員の配付資料にもありますけれども、これ価格が全然違うんですね。

例えばそういったことを考えて奨励品種にしなかつた、それは民間排除だからしからぬと言えます

るんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 今般、私ども、競争力強化プログラムに基づきまして、この種子の問題のみならず全体として、農業者個人では解決できない問題を全体として後押していくという考え方でござります。そこで、この問題、種子の問題を全部として後押していくという考え方でいろんな法案も提出させていただいているわけでもござります。そこで、この問題、種子の問題を考えてみた場合に、やはり法制度が原因になつて民間参入が思うように十分には進んでいないと、僅かなもちろん例はござりますけれども、進んでいないといふことを見た場合、やはり都道府県と民間事業者が制度としてイコールフルツイングに立つていいと言わざるを得ないと。そこは、やはり仕組みとして、行政として改善をしていく必要があるという判断に立つたところでございます。

○委員長(渡辺猛之君)

時間が来ておりますの

で、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(山本有二君)

戦略物資として大変重要なこの種子でござります。そうした種子が我が国農業にとりまして不可欠、大切なものであるという認識の下で、国家戦略、知財戦略として位置付けて、さらに、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制、この構築に邁進していくつもりでございますので、この種子法の御理解をいただきたいと思つております。

○委員長(渡辺猛之君)

時間が来ております。

○舟山康江君

もう何か思い込みにとらわれていません

るんだと思いますよ。競争力強化といえば民間参入を進めなければいけないといふ

う、そういう思い込みの中で種子も民間に開放し

ようといふことになつてていると思いますけれども、そもそも種子の供給つてその競争力強化など

いうふうに考えて臨んでおつたわけでございま

す。

○舟山康江君

もう何か思い込みにとらわれていません

るんだと思いますよ。競争力強化といえば民間参入を進めなければいけないといふ

う、そういう思い込みの中で種子も民間に開放し

ようといふことになつてていると思いますけれども、そもそも種子の供給つてその競争力強化など

いうふうに考えて臨んでおつたわけでございま

す。

○竹谷とし子君

公明党の竹谷とし子です。

本日の議題であります農業機械化促進法を廃止する等の法案及び主要農作物種子法を廃止する

条件で安定して取引ができるよう業界構造を見直すという説明を受けておりますけれども、まずは

この農業機械化促進法、これを廃止する理由を最

初に確認させていただきます。

○国務大臣(山本有二君)

この農業機械化促進法は、昭和二十八年、戦後の食糧増産という国家的命題のために作られた法律でございます。国の基本方針に基づいて、高性能な農業機械等の試験研究、実用化的促進、導入、これを図る制度でござります。また、農機具の性能や安全性に係る型式検査、この二つから成つて組立てでございま

す。

しかし、近年、技術革新が速くなつてゐるわけ

でございまして、この法律の立て付けでは一定期

間置きに審議会を開催するというになつてお

るわけでございますが、ここに定める基本方針に開発対象機械を位置付ける現行スキームを取りますと、言わばイノベーション、技術革新の方が速くなつておりますので、言わば審議会が遅れていくというような傾向がございました。

また、農業機械の製造技術が進展したために、

型式検査によってその性能チェック、指導する必

要性が低下をしております。平成十六年以降は、

安全性能に係る検査を除きまして検査実績が一件も

ないということになつております。

このため、農業機械化促進法については廃止する一方、農研機構法を改正しまして、農業機械の研究開発及び安全性の検査を農研機構の業務として位置付けるというようなことでこの廃止の不備を補つておられるといふことでござります。

○竹谷とし子君

廃止によつて何が変わるものか。

必要性が薄れてしまつて、あるいは、むしろ存

在が技術革新に付いていくといふことを阻害してい

るといったそういう理由があり廃止するといふこ

とであることは思ひますけれども、この法案廃止によつて農水省の業務、また農研機構の業務がどう

変わるものかといふことを理解するために、同法に基づいて行つておられる農水省、そして農研機構の業

務を教えてください。

○政府参考人(枝元真徹君)

お答え申し上げま

す。

農業機械化促進法に基づきまして、農林水産省

したがいまして、今日の段階でこの現行制度に

といったしましては、開発対象機種等を定めます基本方針の策定を行つてございます。また、農研機構は、国が定めますその基本方針に基づきまして、試験研究、型式検査等の業務を実施しているところでございます。

○竹谷とし子君 その業務の遂行体制はどうなつていてるか、そして、この法案が廃止することにより体制は変化するかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

まず、体制でございますけれども、農林省は生産局の技術普及課において担当してございます。

また、農研機構は、農研機構の中の農業技術革新工学研究センターにおきましてこの機械化の業務を実施してございます。

先ほど申し上げましたとおり、機械化促進法は廃止いたしましたけれども、同法に基づきまして農研機構が行つております研究開発、これは農研機

構法を改正いたしまして、農研機構法にまた位置付けます。また、型式検査につきましても、もう

既に安全検査以外は實際上やつてないということもございまして、それで、需要のございます安

全性の検査については農研機構法の中にきちっと位置付けるということにしております。また、國

の方は基本方針の作成は必要がなくなりますけれども、これらの試験研究等々に関して独立行政法人に対する中長期目標の策定、そういう業務が新たに必要になるということになります。

こういうことからいたしますと、これまでも効率化に取り組んでまいりましたけれども、国によ農研機構にせよ、今の体制の中で運営していくことが適当だというふうに思つております。

○竹谷とし子君 予算面ではどうでしょうか。同

法に基づく業務に関する平成二十八年度の予算の内容について御説明ください。

○政府参考人(枝元真徹君) 予算につきまして

は、農業機械の開発等の業務につきまして農研機

構の農業機械化促進業務勘定運営交付金といたし

まして十六億八千万円を二十八年度計上しているところでございます。

○竹谷とし子君 これは今後も基本的に変わつていかないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) その理解で結構でございます。来年度予算におきましても十七億強の予算を計上しているところでございます。

○竹谷とし子君 農業者の方が融資を受けているところがござりますが、この法案の中にも第四条にそれに関連する規定がございます。この法

案が廃止されることによってそれが打ち切られる等の不安が出ないようにしなければならないと思

いますけれども、これに関連する融資制度 平成二十七年度の実績、現在の融資金額はどのようになっていますでしょうか。また、この法案が廃止後もほかの根拠に基づいて存続するという理解で

よろしいでしようか。

○政府参考人(大澤誠君) 農業機械化促進法第四条につきましては、この規定で初めて特別の融資

ができるという創設的な意味を持つた規定ではない

くて、一般的に農業機械化を推進するために融資が必要だという意味での、そういう意味で言わば

確認的な一般的な規定というふうに理解しております。

関連する融資制度としては、解説書等によりますと、農業近代化資金、農業改良資金等がござります。農業近代化資金につきましては、平成十七年

年にその財源が一般財源化されましたので、

ちよつとデータを取るのに限界がございますが、先生の御質問になるべく沿う形でいきますと、新規貸付けは平成二十七年度四千九百三十四件、約

四百四十九億円、それから年度末の貸付残高は、利

用者数は把握しておりません、残念ながら把握し

ておりませんが、額としては三百五十八億円でござります。農業改良資金も関連しておりますが、

平成二十七年度実績は新規貸付け四十一件、約十

六億円、年度末の貸付残高は三千六百六十一件、約三百二十七億円でございます。

そういう確認的な規定でございますので、これ

が廃止、法律が廃止されても、農業近代化資金金融通法、農業改良資金融通法に基づきましてこれら措置は引き続き存続するというふうに考えておられます。

○竹谷とし子君 農業者の方々が借りている今御

説明いただいた融資については引き続き存続するということを確認させていただきました。

先ほど、予算面でも、農研機構への予算というものは、新しい仕事、業務内容、今回の法改正で規定をされる、整備をされるわけでございますけれども、これから研究開発、そして型式検査等を行つていく予算が引き続き付けられていくわけ

ございますけれども、農業機械、非常に分野に

よつては国際競争力が低いというものがあるとい

うふうに認識をしております。野菜類の収穫の機械化、また酪農の機械化 ICT 化分野について

でも挙げさせていただきましたが、かなり輸入に頼つて行つているような状況下にあるという認識でございます。

この農研機構、三千三百人規模の大きな農業に

関する、また食品産業に関する世界的なシンクタ

ンクとも言えるような存在にしていくべきである

ところ、私は思つておりますので、今後必要とされる農業機械、新たなニーズや競争力強化に役立つ先端技術開発、しっかりと進めていくとい

ただきたいというふうに思つております。

○大臣政務官(矢倉克夫君) 委員御指摘の今後必

要となる農業機械の新たなニーズ、農業者が減

少したり高齢化等があるわけですが、そういった

中で多様な人材が活躍できる環境を整える意味合

いでも非常に重要な点だと思います。

農研機構について言及があつたわけですが、今

回、農業機械化促進法を廃止するわけであります

が、他方で、委員御指摘のこの農研機構、こちらが今行つてある農業機械の研究開発を引き続き実

施できるように農研機構法に位置付けるとともに、国が農研機構に対して業務内容等の目標を示

す中長期目標において農業の生産性向上に不可欠な効率的な農業機械を研究開発していくことを改めて明確化しているところであります。

国際競争力というようなお話をございました。

農研機構発でしっかりと技術が、また研究開

発が進むように、例えば、今おっしゃつていただ

いたような野菜とかですね、収穫時期がずれていたり傷つけないよう手作業でやるようなことが今まであつたわけですが、そいつたものもしつかりと農研機構の推進の下でまた研究開発もできたり傷つけないよう手作業でやるようなことが今まであつたわけですが、そいつた部分も含めて進めてまいりたいと

いうふうに思います。

○竹谷とし子君 一つ質問を飛ばさせていただきます。

安全性的視点から質問させていただきますが、同法に基づく型式検査また鑑定の役割について

農研機構で規定に整備をされるということでございませんけれども、現在これが果たしている役割そ

して必要性というものを教えてください。

○政府参考人(枝元真徹君) 法制定当時はまだ粗

悪な農業機械流通でございましたので、国営の

型式検査ということでやってまいりましたが、御

答弁これまでもしていきますとおり、平成十六年度

以降は安全性に係る検査を除きまして受検実績一

件もないという状況になつてございました。

そういう意味では、先生今御質問ございました

現在という意味からいたしますと、農業機械の安

全性の確保を目的に行う検査、これは今後とも重

要でござりますので、農研機構法の業務として位

置付けて着実に実施してまいります。

なお鑑定につきましては、これまでも農研機

構の業務として行つてまいりましたし、引き続き

今後とも農研機構の業務として行うこととなつて

ござります。

○竹谷とし子君 安全性の検査また鑑定等の業務

でござりますが、この目的とするところは、農作

業に係る事故を防ぐ、農業機械に係る事故を防

ぐ、安全性を確保するということが第一であると

いうふうに思つておりますけれども、あくまでこ

の検査というのは手段にすぎないと思つております。検査を何件やつたから安全だということは言えないわけでございまして、それをきちっと検証していかなければならぬといふふうに思ひます。

農業機械に係る死亡事故のうち、型式検査や鑑定済みの機械に係る事故というのが何件あるかということをきちつと分析していますでしょうか。

○政府参考人(枝元真徹君) してございません。今分かるのは、死亡者の性別、年齢、事故発生時の状況でございまして、使用していた農業機械についての詳細な情報まで把握できてございません。

それで、先般、都道府県とか農業機械メーカー等に御質問があつたような事故機等の情報も含めた事故情報の収集についても協力を依頼したところでござります。

農業に携わられる方々の安全性を確保する、当然、品質をしっかりと確保するという目的もあることは思いますけれども、この安全性といふところをしつかり確実にしていくためには、農作業中の事故についてしつかりと情報を収集して分析をする、そして改善に生かしていくという体制というところでござります。

今後、どのようにしていくつもりでしようか。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりでござります。農業機械化促進法自体は安全性を担保する法律ではございませんので、安全性については安全性としていろいろ考えてございますけど、今御指摘ございましたとおり、事故の情報を活用していくことは非常に大事でございます。そういう意味から、先般、県、農業機械メーカー等に、先ほど御質問もありました

ような事故機等の情報も含めた事故情報の収集についての協力を依頼いたしました。また、その分析体制でございますけど、昨年の四月からではございますが、労働安全衛生の専門家を交えた事故分析体制というものも構築をいたしました。

こういう、今後、この体制の強化を図りながら、各作業工程におきまして、危険箇所の特定ですかとか情報発信によります環境の改善、メーカーにおける安全設計の促進、また高齢者を始めとして一人一人の安全意識の向上、このようなことについて関係省庁、団体との連携を強化いたしまして、農作業事故の防止、減少に努めてまいりたいと存じます。

○竹谷とし子君 安全性について質疑をさせていただきましたが、確認の質問をさせていただきま

す。

この農業機械化促進法を廃止をして、安全性への取組が後退しないと言えるかどうか、その根拠は何かということを伺いたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) 先ほど御説明申し上げましたとおり、農業機械化促進法自体には安全を担保するというものではございませんが、その機械化促進法の中にございます安全性を目的とした検査、これについてはきちつと、今回、農研機構法を改正いたしまして、農研機構で行うことを見付けたところでござります。

もとより、安全全体は、先ほども御答弁申し上げましたとおり、機械だけの問題ではなくて、様々な意識の問題、あと、情報の収集、分析の問題、それをファイードバックして環境を改善していく、様々な取組が必要でございます。これまでやつてきたつもりでござりますけれども、なかなか三百五十件が減らないといふ状況でござります。

○竹谷とし子君 時間が迫つてきましたので、主に内自給率は今何%でしようか。

○政府参考人(柄澤彰君) 稲、麦、大豆の種子につきましては、適用地域が狭いということで、海外で大量に種子増殖を行つて日本に輸入するような生産体系が非常に導入しにくくいうままでありますので、輸入量はゼロでござります。それから、麦、大豆につきましても、一部、大豆もやし用ですか試験研究などの極めて例外的な輸入があるのみということで、いずれもほとんど国内で生産されているところでござります。

○竹谷とし子君 この廃止法案で、民間事業者が開発したいものというものが奨励されるようになつこうといふ趣旨があるといふふうに理解をしておりますが、この民間事業者の参入が増える場合に、国内における安定供給、種子の安定供給に影響を生じさせることはありませんでしょうか。

○政府参考人(柄澤彰君) 廃止後におきましても、国あるいは都道府県の種子の生産、流通における基本的な役割といふものは従来までと変わるものではないといふふうに考えておりますが、今後は、民間のノウハウも活用していただきたいで、広域的、戦略的な種子の生産、流通を進めていくとともに、民間事業者の参入によって国内の種子の安定供給に悪い影響があるといふふうには考えておりません。

ことをますます進めていきたいといふふうに思つております。

○竹谷とし子君 終わります。

○委員長(渡辺猛之君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時三十二分開会

○委員長(渡辺猛之君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。主要農作物種子法を廃止する法律案について質問いたします。

今回、主要農作物種子法を廃止する理由について、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農作物種子法を廃止する必要がある、これがこの法律案を提出する理由であるとしているんですけれども、この文章の意味が分からぬですよ。なぜ廃止する必要があるのか全く分からぬ

一体、背景にどういうことがあるのかといふふうに思つてはいたら、昨年の九月二十日の第二回規制改革推進会議農業ワーキング・グループにおける枝元生産局長の説明で、民間の種子産業への参入をしていくとしている部分があるのではないかといふふうに言つてゐるわけですから、枝元生産局長にこの事実確認をいたします。

○政府参考人(枝元真徹君) 御指摘いただきまして、昨年九月の二十日でござりますけど、規制改革推進会議で生産資材に関わります状況ですとか課題についての説明を求められました。私の方から、肥料、飼料、農薬、農業機械、段ボール、種子、まとめて御説明いたしまして、今御指摘がございました種子、稻、麦、大豆の種子につきましては、民間の種子産業への参入をしにくくしてい

る部分があるのでないか、こういう制度的な課題があるのでないかと思つてゐるというふうに説明させていただきました。

○紙智子君 これは農水省の意向ということですね。

○政府参考人(柄澤彰君) そのとおりでござります。

○紙智子君 現行法のどこに参入しにくい部分があるんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 午前中の質疑でも御答弁申し上げましたが、種子法の基本的な構造は、都道府県に対しまして、原種・原原種の生産や奨励品種を指定するための試験等を義務付ける法律でございます。こういった法制度となつていてございます。こういった法制度となくして、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されるということが過去の事例から見て明らかでございます。こういった現行の仕組みを前提とする限り民間事業者が開発した品種の奨励につながりにくいということ、それから、都道府県中心の仕組みでございますので、各都道府県内の利益にとどまらない、言わば都道府県の枠を超えた広域的・戦略的な種子生産、例えば輸出用あるいは業務用といふような品種につきましては、仮に二、三があつたとしても奨励品種に指定されにくく、というような問題があるものと認識しているところでござります。

○紙智子君 民間が参入しにくい構造になつてゐるといふことなんだけれども、山本大臣は、種子法廃止の理由を衆議院の議論で問われて、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されるといふ頑張つたことへの褒美といふ意味での奨励品種に指定されるという現行法そのものに構造的問題があるというようにおっしゃつてますよね。つまり、奨励品種が問題なんだというふうに言つておられるんだと思うんですけれども。

私、先日、北海道の農業試験場に行つてお話を伺つてきました。生産者がこの種で作ったときにいいものが取れるかどうかということ、誰が作つ

たかといふよりも品種の能力が大事なんだと職員の方は話されていました。地域に合つたものを奨励品種にするということの努力をしていると。生

産者の立場に立つて、いい作物が作れるようにと、いうことで努力をされているわけですから、自ら作ったことに褒美のために奨励品種を作つて普及すると、こうしたことでは全くないわけですよ。

そして、地方の自治体がやつぱり税金を使って我が町、我が県の種子を作つて普及すると。これが、言わば地産地消という考え方でもあるわけとによりまして、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されるといふことではございません。

○国務大臣(山本有二君) 試験を行い、普及すべき優良な品種、いわゆる奨励品種に指定されるとのことになりますと、その種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるわけでございまして、都道府県が開発した品種は優先的に奨励品種になるという仕組みがござります。例えば、稻の面においては、民間において、全農が開発した品種が一品種この奨励品種になつておるもの、純粹な民間企業が開発した品種で奨励品種に指定されているものはございません。

これまで主要農作物種子法の枠組みを前提として、奨励品種を指定する都道府県に対し、民間事業者の開発した品種も積極的に奨励品種に採用するよう今まで農林省としましては通知を発出するなどしてこの参入を促進、民間企業者の参入を促進してきているわけございますが、この奨励品種といふ流れが言わばそれを阻止している

といふように理解せざるを得ない段階にまいりました。その意味で、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されるという現行法制度そのものを構造的な問題といふように表現させていただいたところでござります。

しかし、その後十年程度たつております今日において、依然民間事業者の開発した品種はほとんど奨励品種になつていないと、いふのは現実でござります。その根本的な要因を考えた場合に、いろいろな形で法制度として県に義務付けを行つてゐます。その根本的な要因を考慮した場合に、いろいろな形で法制度として県に義務付けを行つてゐるといふことが根本的にござりますので、その現行制度にやはり構造的な問題があるといふように判断をせざるを得ない状況に至つたわけでござります。そういつた中で、様々な政府・与党内の議論を経まして、今般、この種子法を廃止する法律案を提出するに至つたというのが経緯でござります。

○紙智子君 その辺の分析、中身というのも本当にいるところでござります。

○紙智子君 だから、分からんんですね。一生懸命努力して、奨励品種を登録できるようにしてあるといふことでやつてゐることがどうしてい

たかといふよりも品種の能力が大事なんだと職員の方は話されていました。地域に合つたものを奨励品種にするということの努力をしていると。生

産者の立場に立つて、いい作物が作れるようにと、いうことで努力をされているわけですから、自ら作ったことに褒美のために奨励品種を作つて普及すると、こうしたことでは全くないわけですよ。

それで、民間との連携ということでいえば、既に昭和六十一年、一九八六年の法改正で民間企業も参入できるようにしてあるわけですけれども、そのとき農水省は、奨励品種制度は主要農作物種子法の要ともいふべきものであります。引き続き維持する必要があるといふふうに言つてきたわけですよ。なぜ当時から言つてきたことが突然変わつたんでしょうか。

○政府参考人(柄澤彰君) 十年ほど前、御指摘のように、その当時の私どもの考え方としましては、主要農作物種子法の枠組みを前提としまして、その奨励品種を指定する都道府県に対しまして、民間事業者の開発した品種も積極的に奨励品種に採用するようになりますと、通知を出して促して、民間事業者の開発した品種は優先的に奨励品種に指定されるといふふうに思つておつたわけ

であります。なぜ販売価格だけをこれ問題にして書いた水稲の種子の販売価格はあると。都道府県と民間企業の販売価格の違いが出されているわ

けです。

ちょっと見てもらうと分かるんすけれども、主食用に用いられる品種、これは都道府県で、コシヒカリ、石川のは七千九百二十円、ヒノヒカリ、熊本のは七千六百七十円。民間企業、とねのめぐみといふんですけど、これは一万七千二百八十円だと。なぜ販売価格だけをこれ問題にして書いてあるのかなと思うわけですよ。そこ至る先行投資とか設備投資にどれだけ掛かっているのかといふ資料もないわけですね。これでは分からん

んです、この価格が高いのか安いのかと。それで、この資料の中で書いてある四角の文章があるんだけれども、これ読むと、都道府県はその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるために公費を投入して自ら開発した品種を優先的に奨励品種に指定。一方、民間企業が開発した品種は都道府県が開発した品種と比べて、特に優れた形質などがないと奨励品種には指定されず、これは当たり前だと思うんですけど、例えば稻で

は、民間企業が開発した品種で、奨励品種に指定されている品種はない状況と。その結果、都道府県が開発した品種は、民間企業が開発した品種よ

分からんんですね。

それで、奨励品種の開発には本当に相当の時間がかかりますよね、まあ十年はかかるといふようになります。それで、この資料を出されました、これ、規制改革会議にも出している資料だと思います。これを見ますと、七番目のところの、種子とあって、稻、麦、大豆といふことが入口のところは書いてあるわけです。その中身を見る

と、これ、先ほども資料で配られていましたけれども、これを見ますと、この中に農水省が出した水稲の種子の販売価格はあると。都道府県と民間企業の販売価格の違いが出されているわ

けです。

ところは書いてあるわけですね。その中身を見ると、中身を見ると、この中に農水省が出した水稲の種子の販売価格はあると。都道府県と民間企業の販売価格の違いが出されているわ

けです。

ちょっと見てもらうと分かるんすけれども、主食用に用いられる品種、これは都道府県で、コシヒカリ、石川のは七千九百二十円、ヒノヒカリ、熊本のは七千六百七十円。民間企業、とねのめぐみといふんですけど、これは一万七千二百八十円だと。なぜ販売価格だけをこれ問題にして書いてあるのかなと思うわけですよ。そこ至る先行投資とか設備投資にどれだけ掛かっているのかといふ資料もないわけですね。これでは分からん

んです、この価格が高いのか安いのかと。それで、この資料の中で書いてある四角の文章があるんだけれども、これ読むと、都道府県はその種子の増産や審査に公費を投入しやすくなるために公費を投入して自ら開発した品種を優先的に奨励品種に指定。一方、民間企業が開発した品種は都道府県が開発した品種と比べて、特に優れた形質などがないと奨励品種には指定されず、これは当たり前だと思うんですけど、例えば稻で

は、民間企業が開発した品種で、奨励品種に指定されている品種はない状況と。その結果、都道府

りも安く提供することが可能。このように、都道府県と民間企業では競争条件が同等となつていなため、民間企業が稻・麦・大豆種子産業に参入していく状況となつてゐる。これ当たり前じゃないかというふうに思うわけですよ。それで、何でこれがいけないのかなというふうに思つてゐます。

要するに、今の米の品種といふのは税金で支えられていて安くなつてゐるから民間業者は競争できなさいということなんでしょうけれども、設備投資の資料も出さないで、なぜこの価格になつてゐるのかというの分からぬわけですね。だから、資料を出すべきじゃないのかというふうに思つてますけれども、いかがですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 今委員から御指摘ございましたように、昨年九月二十日の規制改革推進会議農業ワーキング・グループにおきまして、今御指摘いただきました資料を提出し、その中に、水稻種子の販売価格の例としまして、都道府県と民間企業が開発した種子の価格を比較しておることと実事でございます。

この資料の次の、その当時の提出資料の次のページでは、一方、民間の種代は高い種子が三十八都府県におきまして栽培されているような例も併せてお示ししているわけでございます。この趣旨、趣旨といふか、意味を申し上げますと……(発言する者あり)はい。都道府県が開発した種子の価格が民間と比べて安いので、民間企業のものが、その価格によつて入ることができるないという意味ではございませんで、むしろ、民間の開発の種は県の種よりも高いけれども、高い収益性による高い所得が得られるということで、そういうことで多くの、比較的多くの県で使われているということを説明しているわけでございます。すなわち、価格の水準そのものでその参入障壁といふような意味ではない資料でござります。

○紙智子君 意味が分からぬんですけど。要するに、どれだけそれを仕上げるために掛かってい

るのかという経費なんかも含めて見てみないと比較ができないわけですよ。だけど、出されていないわけですね。

それから、原原種、原種の生産といふのは、一般種子の生産以上に高度な技術や知識に基づいた厳格な管理とこれに伴うコストを要するんだといふふうに聞いているわけですけれども、衆議院の質疑の中で、農水省は民間企業が入つて県のコスト削減が進めば安くなるというふうに答弁されたんですね。これ本当にそうなんでしょうか。大臣、その根拠について出していただきたいと思います。

○国務大臣(山本有一君) 三月二十三日の衆議院の農林水産委員会における私の発言でござります。

まず、農林水産省が各都道府県に聞き取つたといふところで、大半の都道府県から、主要農作物種子法の廃止、これによつて引き続き種子の生産、普及に関与するかどうかという問い合わせをして、今後とも同様の体制で種子生産が行われることを予測しているということです。これまで同様に、都道府県の生産、普及する種子の価格自体が高いことはないだろうというようになりますので、この種子法が廃止されましても、これまで同様に民間事業者の実需者のノウハウをいろいろと共有する。また場合によりまして県のやつていてるいろいろな事務事業の一部を民間の事業者に業務委託をして、いろんな形が考えられるわけですが、いますが、そういう中で総体としてのコスト削減を是非とも図つてまいりたいという趣旨でござります。

そして、種子法の廃止と農業競争力強化支援法

の新規参入支援措置、また都道府県と民間事業者との連携、こういったものを通じまして、民間事業者の種子生産への新規参入と大規模な種子生産体制の導入、また都道府県が行う種子生産の民間事業者への業務委託、さらには都道府県の施設の民間の事業者との共用、こういったものが進められると、こう想定されますので、種子生産に係るコスト削減が図られるというふうに思つております。

農水省は規制改革推進会議に自ら進んで資料を出し

ました。国会質疑に当たつて必要な資料を出

すべきなわけですけれども、これ、麦と大豆の資

料といふのはあるんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 私ども、内部でできる限り調べてある一定のデータはござります。

○紙智子君 一定のデータはあると。なぜ出さない

という話ばかりされるんですけれども、コストを削減しても品質が保証できるのかというの非常に私、気になるわけですよ。種子法を廃止したことと自治体の義務付けがなくなるわけですね。自治体が種子生産をやめた場合に品質が保証できることと、いうのも全く分からぬと。それから、価格が高くなる可能性があるんぢやないかと思うんです。それは、資材価格の低減、コスト削減を行つて、まあ安倍政権が言つてきた競争力を強化ということに照らしても逆行することになるんぢやありませんか。

○政府参考人(柄澤彰君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、今般の法律の廃止に加えまして、新たに御提案申し上げております競争力強化支援法案の新規参入措置も講じていくわけでございます。

そういう中で、今、県がハード面の施設を持つてゐるところがございますが、そういうものを例えれば民間事業者と共用する、あるいは逆に民間事業者の実需者のノウハウをいろいろと共有する。また場合によりまして県のやつていてるいろいろな事務事業の一部を民間の事業者に業務委託をして、いろんな形が考えられるわけですが、これが、資料はいつ出しますか。出してください。

○政府参考人(柄澤彰君) 委員長の御指示に従つて、可能な限りの対応はさせていただきたいと思います。

○紙智子君 これ、必ず出してください。あさつてもまた審議ありますから、あしたまでに出していただきたいと。委員長にも後で計らつていただきたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたします。

○紙智子君 全くその保証はないわけですよ。むしろ、私は高くなるんぢやないかというふうに思いますよ。

それで、これ、水稻の資料は出てくるんですけども、そもそも、麦、大豆の資料が出ていないんですよ。

農水省は規制改革推進会議に自ら進んで資料を

出しました。国会質疑に当たつて必要な資料を出すべきなわけですけれども、これ、麦と大豆の資

料といふのはあるんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 私ども、内部でできる

限り調べてある一定のデータはござります。

○紙智子君 説明をしなきゃいけないと言つてい

るのに、それに対するやり取りもなく、結論は廢

いんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 麦、大豆の状況について申し上げますと、例えば産地品種銘柄に登録されている民間事業者の開発した品種を見てみますと、大豆については実はございません。それから、麦についても極めて限られた数品種になつておるという状況でござります。

止と。こんなひどい、生煮えのものをよく出してくるなどいうふうに思つてゐるんですよ。余りにもいいかげんで、無責任じやありませんか。

この問題は、もう時間が来ましたけれども、まともな議論も説明もない中で、資料もない、それなのに結論だけは決めるというやり方は絶対許されないし、むしろ本当に衆議院に差し戻して議論すべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○儀間光男君 日本維新の会の儀間でございます。

私も、主要農作物種子法、種法というんでしようか、の廃止法案について、午前中から皆さんがお話をあつたんですが、私もやはり似た共通の問題意識を持つてゐるんですよ。したがつて、そういう意味で共通の質問になるかも分かりませんが、言葉を替え、品を替え、手を替えて答弁してください。

まず、この種子法を廃止する法律案の提出に至つた経緯はありましたから、それはまあいいとして、不思議に思うのは、平成二十八年の規制改革推進会議農業ワーキング・グループの論議がスタートしておるんですが、同年の十月六日、更にこれが進んでいつて、公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するということが問題提起されているんですよ。最初は一言もなかつたんですが、十月六日のワーキングの会議ではこういうのがある。ところが、その理由たるや、読んでみてもよく分からぬんです。真剣に議論された形跡がないんですね。

どういう議論がされたかを少し教えていただきたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 時系列的に申し上げますと、まず最初、TPP大筋合意の直後でございますが、二十七年十一月に取りまとめられました総合的なTPP関連政策大綱におきまして、生産者の努力では対応できない分野の環境の整備を通じた農業の構造的問題の解決という認識の下で、

いわゆる検討の継続項目というものが掲げられました。これを踏まえまして、二十八年の八月に閣議決定されました未来への投資を実現する経済対策において、二十八年内を目途に競争力強化プログラムを取りまとめることにされました。この検討が二十八年九月以降、政府・与党内で行われたわけでございます。

その検討のプロセスの中で、例えば九月二十日に開催されました農業ワーキング・グループにおいて、生産資材全体が議題になつたわけでござりますが、この中で、主要農作物種子法につきまして、民間企業が開発した品種には大手牛丼チエーンの二ズームがあり、種子の販売の際にはこのような需要先の紹介とセットでPRすることにより栽培面積は年々増加ですとか、都道府県と民間企業では競争条件が同等となつてないため、民間企業が稻・麦・大豆種子産業に参入しにく状況となつてゐるといつたような点につきまして農水省から説明をしたところでございます。

そして、この会議におきまして、種子に限らず農業資材全般の様々な施策についての説明が行われたわけでございますが、こういつた問題認識につきまして異論もなく、おおむね共通認識に至つたというふうに承知しているところでございます。

○儀間光男君 不思議でたまらないんですね。二十八年で、最初のワーキングでは出でこないで、十月になつて出てきて、今言うような説明ですが、翻つてみましょう。

平成十九年から議論されているんですね。平成十九年を見ますといふと、民間委員からは、民間の品種、奨励品種になることは極めて困難になつてゐるという意見が出され、これに対し当時の政

がんと、どうしても都道府県が開発した品種が優先的に自ら奨励品種に指定するということになつてゐるという構造的な制度の問題があると

二十年間という時間はあるんですが、こんなに農業の種子が、こんなハイスピードで環境が変化したとは非常に不思議でならないんですね。種子を品種改良し、あるいは新品種を奨励品種に変えるのは長い手間暇が掛かるんですよ。このスパンで急激に環境が変化したとは思えない。その辺を、その整合性、ちょっと語つてみませんか。

○政府参考人(柄澤彰君) 今委員から御指摘がございました。平成十九年の当時の規制改革推進会議におきまして、私どもの担当課長が出席し、御指摘のようなラインの発言をしてることは事実ではございます。その当時の考え方をいま一度申し上げたいと思います。その当時の考え方をいま一度申し上げたいと思います。

当時、私どもとしては、主要農作物種子法の枠組みを前提としまして、その枠組みの中で、奨励品種を指定する都道府県に対しまして、民間事業者の開発した品種も積極的に奨励品種に採用するよう通知を出して促していくわけございまして。したがいまして、その当時の考え方としましては、あくまで主要農作物種子法の枠組みの中での民間事業者の参入が進めば、それは民間事業者の参入の妨げとはならないと考えて、御指摘のような発言をしたというふうに理解しております。

しかし、その後、十年ぐらいたつてゐるわけでございますが、同一の制度がずっと続いている中で、民間事業者の開発した品種がほとんどやはり都道府県の奨励品種に採用されてこなかつたというのは今日紛れもない事実でござります。その根本的な要因を考えた場合に、やはり法制度として奨励品種を指定するための試験などを都道府県に義務付けているということが根っこにござりますので、どうしても都道府県が開発した品種が優先的に自ら奨励品種に指定するということにつ

いて、判断に至つたということから、今般種子法を廃止する法律案を提出させていただいているところでございます。

○儀間光男君 ちょっととよく分からないんです。これは、民間の奨励品種、育種についての参加にはなってないと言つておきながら、ここへ来て、いや、なつてないと言つておきながら、ここへ来て、何が起こつたかと私聞いたんですけど、そんなに急激に変化するものじゃないと思うんですよ。

例えば種子の品種改良をして、優良品種あるいは新品種を取り出すのに相当の年月が掛かるんです。これは例えは悪いかもしませんが、医療でいうのは私の知見の外かもしれません、医療でいう内科的処置と外科的処置がこの植物生理学にあるんです。例えば、種子から新品種あるいは優良品種を出すというのであれば、遺伝子の組換えやあるいは染色体あるいはゲノムの配列、こういう医療でいう内科的な処置にいろんな手を加えて研究していくかないと、なかなか新品種や優良品種が出てこないんですよ。

研究者に聞けば、十年に一つ出ればいい方ですと。下手すると二十年に一つかも分からぬ、いや、十一年に二つかも分からぬという代物なんですね。なかなか計画どおりには出でこない。研究者に聞くと、大体思ったことよりは想像力をたくましくして研究をやっていくと偶然に見付かると言つてますよ。偶然に見付かる。偶然に見付かるのが新品種の中に多い、優良品種の中に多い。こういう優良品種を、新品種を確保したいということで研究をするけど、思ったものよりは想像力を大きくして研究をやっていくと偶然に見付かると言つてますよ。偶然に見付かる。偶然に見付かるのが新品種の中に多い、優良品種の中に多い。これが接ぎ木があつたり、芽接ぎがあつたりする。そうすると、大体一年後、二年後、あるいは幼木を育てていけば二、三年後にはF₁ができるんですよ、F₁ね。ところが、このF₁は元に戻る。

取れて、F₁の種から同じものが取れるかというと、これは取れない。先祖返りするんですよ。原本に返つていつちやう。だから、ここは国内パントでその開発者は自分たちを保護する、国なら国がやつている。例えば台湾にまだあると思うんですが、台農5号というバイヤがあつたと思ひます。これなんかF₁で国際パテントを取つてありますから、一度栽培して、よくてもう一度というときには台湾に行つて買つてこないと駄目ですか、栽培できないんです。

こういうことを私は、日本も、國や都道府県、公の場がそういうことをやるべきだと思うんです。したがつて、手間暇が掛かる、資金が掛かる、時間が掛かる。これを民間に任していって一体どうなるんですか。あるいは、在来種の個体、原種、原原種、こううことの育成、保護。これがほかの新品種へ展開するものになりますから、こういうことを国や都道府県が戦略的に持つ種子にしなければならないですよ。この辺の見解を賜りたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 今委員から御指摘ございましたような、各県が今まで御努力いただき、また各县の農業振興の観点から携つていただきております種子の開発、生産、普及に関するお仕事につきましては、引き続きその役割は変わつていかないというふうに考えておりますし、現に私も都道府県にお聞きしますところ、多くの都道府県に、ほとんどの都道府県におきましては、引き続き今までどおりの開発、生産、普及を行つていくというふうにお答えになられております。

その際、今まさに御指摘いただきましたように、例えば種子の開発、原種の生産といふことになりますと、ソフト面、ハード面の言つてみればインフラが必要になります。そういう人材あるいは施設、試験場等、多くの都道府県が持たれているわけでござりますので、そういうものを活用しながら引き続き種子の開発、生産、普及に携つていただくということはこれまでどおり期待申し上げるところでござります。

○儀間光男君 確認のためにもう一度聞くんです。この廃止法案が出たのは、農業の競争力強化、これに関連して出てくるわけですが、要するに、農業者に生産コストを安くして農業がもうか

るようにしてしまうようなことから、これは強化法に吸収してこれ廃止法にすると思うんです。

今ちょっとおつしやつていただけど、國も都道府県も引き続きこれは関与して政策としてやっていくことを確認していいですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 多くの都道府県にお聞きしましたところ、そのようにおつしやつておられますし、私ども、財政面、地方交付税の面などでは引き続き応援をしてまいりたいと存じます。

ただ、その際、この法律を廃止するとともに、競争力支援法案で民間の参入の応援も一方で行ってまいりますので、今後は、都道府県はもちろん、多くの都道府県は継続されると思

います。しかし、その際、民間の力を活用して、官民挙げて、総力を挙げて、国全体の種子の開発、生産に戦略的に取り組んでいくと、そういう考え方でございます。

○儀間光男君 官民挙げて、民間を活用するなどは言いませんよ、していいんですけど、民間はあくまでも種子ビジネスをやるわけですよ。もうからぬ

仕事やつて太刀打ちできるかというとできませんよ。そこでの種子の開発に後れを取つた、あるいはこれから国際競争化していくますから、国際競争の中でもうからぬ仕事やつて太刀打ちできるかというとできません

のがいいけど、できないでほつたらかしていたら大変なことになるわけですから、その辺、政府の決意のほどをもう一回、大臣、どうなんでしょうか、お聞きしたいですね。

○国務大臣(山本有_一君) 御指摘の公的機関で開発されてきた品種について、不用意に海外に流出することがないように措置しなければならないと考えております。特に、適切な管理が重要でございまして、独法や都道府県と民間との連携の促進に当たつてもそうした観点が必要だというふうに思ひます。

つきましては、民間事業者との間で知的財産に係る契約を締結するといふことにして、研究開発

財政も確保せぬといけない。今、財政支援をするとおつしやつたからそれでいいかもしらぬけれど、ビジネス化する前に、いいですか、ビジネス化が必ずりますから、種子ビジネスが始まるとそれをさつき台湾の台農5号に例えて言つたよう

に、日本の農業者、業者で新しい国際パテントを持てない農業が普及してくると、その物は、良質な新品種あるいは奨励品種は外国に行つて求め

てくるなどということがあつては農業資材の安い供給はできないです。生産コストを安くすることは無理ですよ。それをやはり積極的に国が関与していくて、大事な種子、種を守つていくんだ、あるいは新しい種子を開発して国際登録をして、逆に外国の農業者が、日本のパテントを持つこう

いう作物はないよねと、これは日本に行つて買つてこようじやないかというよな、国際に、世界に通用する新しい、この米、麦、豆だけじゃなしに、新しい農作物を、新品種を開発していくく、こ

ういう姿勢を政府が取るべきだと思うんです。だから、これ、たゞ民間も活用して参加するチャンスを与えるので廃止するなんておつしやらず、もう一度国が果たす役割、責任を持つて國に、農民に、これは安心して大丈夫ですよ、安く供給する。民間がやれば高くなるかもしらぬ、今は時間も掛かり、手間暇も入れると。できたら

のいいけど、できないでほつたらかしていたら大変なことになるわけですから、その辺、政府の決意のほどをもう一回、大臣、どうなんでしょうか、お聞きしたいですね。

○国務大臣(山本有_一君) 御指摘の公的機関で開発された品種について、不用意に海外に流出することがないように措置しなければならないと考えております。特に、適切な管理が重要でございまして、独法や都道府県と民間との連携の促進に当たつてもそうした観点が必要だといふふうに思ひます。

そこに思いをはせて、この種をちゃんと守つていただくようにここに強く要望を申し上げて、時間ですから、終わりたいと思います。ありがとうございました。(発言する者あり)

○委員長(渡辺猛之君) ジャ、山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本有_一君) 大事な個体種を保存できるシステムにも全力を挙げてまいりたいと思つております。

○儀間光男君 終わりります。

○森ゆうこ君 希望の会の森ゆうこでございます。

種子法廃止法案について質問をする前に、先ほど来、農水大臣からちょっとと信じられないような答弁ばかりなので、ちょっとと確認させていただきたいんですけども、獣医療法並びに獣医師法、所管はどこにあるんでしょうか、農林水産大臣。

○國務大臣(山本有二君) 農林水産省がございます。

○森ゆうこ君 そうなんですよ。だから、関心を

持つていてますじゃないんですね、責任を持つていなければならないわけです。先ほどの舟山委員への答弁、訂正していただけますか。

○國務大臣(山本有二君) 責任を持つておりますし、また、獣医師の供給あるいは不足、こういったものに対しては強い関心を持ち続けてまいりました。

○森ゆうこ君 いや、関心じゃなくて、その適正な獣医療の提供に責任があるんですよ。だから、関心じゃなくて、きちんとコントロールし、しっかりとした国家試験を通じてきちんとした能力のある獣医師を提供をして、そしてその医療体制をしっかりと構築していくという責任があると

です。もう一回訂正してください。

○國務大臣(山本有二君) この立て付けは非常に難しい面がありまして、言わば産業動物獣医師及び公務員獣医師についての計画を策定しているわけですが、この計画につきましては、国

が定める基本計画と、そして各都道府県は計画を作ることができます。その意味におきましては、その意味にはそうした緩やかな責任になつてしまつとうことを御了解いただきたいと思ひます。

○森ゆうこ君 いや、緩やかなというか、獣医療

法所管は農水省なんでしょう。それに基づいて基

本方針を作るんでしょう、国が。その基本方針に基

づいて基本計画をこれ地方分権の関係でできる

ということにするわけですよ、法律上。

だから、それ、ちょっとと訂正してください。本当に、もう人ごとというふうにしか聞こえません

ので、きちんと、獣医療法並びに獣医師法の所管

であり、この獣医療提供体制について基本的な責

任があると、もう一度きちんと答弁してください。

○國務大臣(山本有二君) 農林水産省の所掌事務としまして、農林水産省設置法に「獣医師及び獣

医療に関すること」というように定められてお

ります。そして、獣医師法の規定に基づきまし

て、獣医師でなければ飼育動物の診療を業務とし

てはならない、そうされておりまして、また、獣

医師免許を得るために獣医師国家試験に合格す

る必要がございます。

また、この獣医師国家試験は、獣医学を……

(発言する者あり) 言わば、丁寧に御説明しよう

と思ひましたが、獣医師法に基づいてしっかりと

責任を果たしていく所存でございます。

○森ゆうこ君 その一言だけいいんですよ。

そして、今日も、済みません、内閣府副大臣、お越しいただきました。

出 bleed熱、M A R S とありますけど、これ間違います。この資料自体が間違っています。これ、その

間違いが誰も気が付かないのは何を意味するかと

いうと、背景として、人獣共通感染症の発生があ

りと、エボラ出血熱、M E R S なんですよ、本当

は、資料には M A R S 、マーズなんですかね。(発言する者あり) ということです。今

ちょっとと御発言もありましたけれども、熟度が高

いと内閣府が独自にきちんと検証されて判断をさ

れたということですから、これ、よく読んでいる

などと思ひますけれども、間違いに気が付かなかつたんですね。あさつてまたお呼びしますの

で、きちんとこれに対する回答を、そして必要で

れば訂正をしていただきたいと思います。

それで、前回からの続きですけれども、平成二

十八年十一月九日の国家戦略特区諮問会議における決定事項について伺います。

これは、獣医学部のない地域に限りといふこと

とでここで決定をしているわけですけれども、こ

れ、どうして地域的に区切つたんでしょうか。

○副大臣(松本洋平君) 十一月九日の取りまとめ

に向かた経緯の詳細といふことで御質問を頂戴いたしましたところであります。

この獣医学部の新設につきましてですが、平成十九年から八年近く、今治市が唯一の提案者とし

エンスなどの分野で具体的な需要が高まつてい

る、このことから地域を限つて新設を認めることを基本的な方針としたということです。

次に、省庁間調整の経緯でござりますけれども、昨年十月下旬に、山本幸三大臣の御指示、御

判断に基づきまして、特区ワーキンググループの委員の御意見も踏まえつつ、内閣府の事務方が取

りまとめての原案を作成したものであります。月末に内閣府の事務方が文科省の高等教育局、農水

省の消費・安全局に提示をし、省庁間調整を行つたところであります。十一月の初めに委員も含め

て関係省庁間で事務的な調整を終え、最終的には山本幸三大臣に内容を御確認いただき、十一月九日の諮問会議の取りまとめ案とさせていただい

て、諮問会議において了承されたものであります。

○森ゆうこ君 そういうたしますと、山本農水大臣に伺いますけれども、広域的に獣医師系養成大学の存在しない地域に限りということで、需給がそ

の原因だということなんですね。先般提出した資料、今日は提出しませんでしたけれども、

愛媛県そして京都府の先ほどの獣医療法に基づく各県の目標、具体的な目標については、この間も申し上げましたけれども、愛媛県はプラマイゼ

ロ、そして京都府は二十一というふうになつてお

りますけれども、どこにその愛媛県及び今治市が不足しているという根拠があるんでしょうか。

○國務大臣(山本有二君) まず、都道府県単位の畜産協会が、地元に就職することを条件に、獣医学生等に対して修学資金を貸与する事業を実施して

ております。さらに、平成二十六年度から高校生に対する入学金等を含む修学資金の貸与を開始

したところでもござります。

平成二十八年度、愛媛県からは新たに二人への貸与枠の申請があつたと承知しております、産業動物獣医師の確保が課題になつて、またこうし

た手段を取つて積極的に獲得しようと働かれていたというふうに考えるとござります。

○森ゆうこ君 それだけですか、客観的な事実

○国務大臣(山本有二君) 京都府と新潟県の計画とこの愛媛県とを比較するというやり方で考えておきますと、退職者を考えていけば、愛媛県計画において獣医師の平成二十二年度の策定時の数と平成三十二年度の必要数が同数でございますけれども、獣医師が足りているように、この数字だけ見れば一見そうでございますが、新潟県や京都府と同様に退職者数を考慮していきますと、実際に確保する必要がある数は数十名に上るわけでございまして、県府から聞き取ったところによりますと、獣医師は大幅に不足しております。そういう意味におきまして、愛媛県からは言わばどうしても産業動物医あるいは公務員獣医師が欲しいともいう、そういう声を聞いていたところでございました。

○森ゆうこ君 まあ、それはこの問題が出てきてから聞き取ったということですね。先ほどの修学貸与事業ですけれども、愛媛県のことしかおっしゃいませんけれども、この資料も先般の委員会にお付けをいたしました。一番、昨年度、新規貸与事業が多かった県はどこでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 群馬県が継続事業が一番多い県であり、また宮崎県が多い県でございます。

○森ゆうこ君 愛媛県のことだけを言つていらっしゃいましたけれども、実は別に愛媛県が一番この貸与事業が多いわけじゃなく、もう都合のいいところだけ出してきただけであつて、全く客観的なその需給が不足をしているという、皆さんが法律に基づく計画あるいは皆さんのがきちんと予算付けをしている事業に裏付く客観的な需給の逼迫ということがあります。

そうすると、たつたこれだけのことなぜ地域を特定したのか。獣医師系養成大学等の存在しない地域に限りといふになれば、文部科学省はこれに関与していないといふうに私は説明していましたので、この審査の判断等々は内閣府それなりましたので、農林水産省がやつたということなんんですけど、

何でそういう地域限定を行つたんでしょうか。

もつとみんなが分かるように、納得するよう客観的な事実で、さつきのはもう客観的な事実になりますと、退職者を考えていけば、愛媛県計画において獣医師の平成二十二年度の策定時の数と平成三十二年度の必要数が同数でございますけれども、獣医師が足りているように、この数字だけ見れば一見そうでございますが、新潟県や京都府と同様に退職者数を考慮していきますと、実際に確保する必要がある数は数十名に上るわけでございまして、県府から聞き取ったところによりますと、獣医師は大幅に不足しております。そういう意味におきまして、愛媛県からは言わばどうしても産業動物医あるいは公務員獣医師が欲しいともいう、そういう声を聞いていたところでございました。

○森ゆうこ君 まあ、それはこの問題が出てきてから聞き取ったということですね。先ほどの修学貸与事業ですけれども、愛媛県のことしかおっしゃいませんけれども、この資料も先般の委員会にお付けをいたしました。一番、昨年度、新規貸与事業が多かった県はどこでしょうか。

○副大臣(松本洋平君) この産業動物医師に関しまして、地域偏在がある、また現に確保困難な地域がある、また近年ライフサイエンスなどの分野で具体的な需要が高まっているという事から、地域を限つて新設を認める基本的な方針とさせていただいたところであります。

○森ゆうこ君 全く具体的な説明になつていません。次回もお呼びしますから、もつと具体的な説得力のある答弁を作つてください。

そして、先般通告しながら答えをいただけませんでした二つ続けて質問します。

木曾功、千葉科学大学、これは加計学園グループですけれども、千葉科学大学学長が内閣官房参与に就任してから退任するまで、文部科学省幹部と面会した回数、日時及びそれぞれの内容、そして安倍総理と加計学園理事長の会食及びゴルフについて、第二次安倍政権発足後、回数、日時及び支払はどうやらが行つたか、回答をお願いいたしました。

○政府参考人(松尾泰樹君) お答えいたします。

木曾氏でございますけれども、内閣官房の参与に就任してから、これは平成二十六年四月一日から二十八年の九月三十日までと承知しておりますけれども、その間における文科省幹部との面会回数等については把握してございません。

なお、獣医学部の新設に関するものでございませんけれども、後ほど内閣官房の方からあるかもせんけれども、その間における文科省幹部との面会回数等につきましては、世界の農林水産分野の課題の一つであり、また懸念も示されているところでございますが、今回の主要農作物種子法につきまして、知的財産権の保護あるいは外国資本の参入、これをこの法律で防止する規定はございません。現状におきましても、外国資本が主要農作物種子産業に参入することは可能でございます。

いますけれども、お尋ねにつきましては、総理の私的活動に関することでございますので、政府としてはお答えする立場にないということです。

○森ゆうこ君 政策の決定がゆがめられているのではないかということは、ここで再三指摘をされています。この政策の決定がゆがめられているのではありませんよ、きちんと説明してください、内閣府そして農水大臣。

そんな考え方の下、野菜等の種子と同様に、引き続き種苗法に基づく知的財産権の保護を行うことと、公的機関は育成された優れた品種が不用意に海外に流出することがないような、そういう対策をしつかり取つてまいりたいというように考えておるところでございます。

○森ゆうこ君 今日お配りした資料、一ページ、そして二ページ見ていただきますと、いかにこの種子法に基づいて各都道府県が細かい役割を果たしてきているのか、そのおかげで守られてきたとも言えるわけでございます。これ廃止するんですよ。廃止して、これに代わり、種子は戦略物、戦略財産、この種子法に代わって、じゃ、別に法律で、これまでの県が行つてきた役割、国の果たしてきた責任、これを法律を作つてそこできちんと担保するということなんですか。今、先ほどの説明はもう樂觀的な感想にすぎませんよ。到底、農水省の責任ある分析とは思えませんけれども、この種子法に代わってきちんとそういう役割を果たす、そういう法整備をするということなんですか。

○国務大臣(山本有二君) モンサントとラウンドアップ、あるいは遺伝子組換えという、そういう仕組みにつきましては、世界の農林水産分野の課題の一つであり、また懸念も示されているところでございますが、今回の主要農作物種子法につきまして、知的財産権の保護あるいは外国資本の参入、これをこの法律で防止する規定はございません。現状におきましても、外国資本が主要農作物種子産業に参入することは可能でございます。

しかし、海外の穀倉地帯等の均一な気候条件下で大ロットの種子販売を前提に種子生産を行うといった市場戦略を取つて多くの外資企業にとりまして、地域ごとに異なる多様な気候条件に、あるいは土質に適した多品種が必要でございます。

この日本、また販売単価が比較的小ロットになるといった市場戦略を取つて多くの外資企業にとりまして、地域ごとに異なる多様な気候条件に、あるいは外資のターゲットあるいは対象になることではないというように判断しております。現在

とどめ、これにて散会いたします。

○委員長(渡辺猛之君) 時間ですので、終わります。

○森ゆうこ君 時間ですので、終わります。

○委員長(渡辺猛之君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

○政府参考人(土生栄二君) 安倍総理と加計学園理事長の会食、ゴルフ等についてのお尋ねでござります。

これまで、会長を務めるこの委員会に文化庁の担当室長が出席をしていました。その間における文科省幹部との面会回数等については把握してございません。

けれども、同氏がその参与に就任してから退任するまで、会長を務めるこの委員会に文化庁の担当室長が出席をしていました。その間における文科省幹部との面会回数等については把握してございません。

その間における文科省幹部との面会回数等については把握してございません。